

各 論

第1章 州制の導入と歳入システムの検討

関西大学経済学部 橋本恭之
大阪府立大学経済学部 吉田素教

1 はじめに - 三位一体改革の影響と州制導入の意義 -

1.1 三位一体改革が地方財政に与える影響

1.1.1 国から地方への移転財源の現状

現在、小泉内閣により、地方財政を国の財政から自立させることを目指した「三位一体改革」が実施されようとしている。ところが、現実問題として経済力の地域間格差が存在するため、この改革だけでは、いたずらに地方自治体間で財政力格差を生むだけの結果に終わりがねない。三位一体の改革は、これまで都市部よりも過疎地域に優先的に振り向けられてきた補助金、地方交付税を削減することを意味する。補助金、地方交付税削減のかわりに、国税から地方税への税源移譲が実施されたとしても、地方税の増収効果は過疎地域よりも都市部に集中することになる。結果的には、三位一体改革は過疎地域を多く抱える地方団体にとっては、使い道が自由なお金を手に入れる引き替えに、財政力の大幅な低下を強いることになるかもしれない。三位一体改革を遂行するにあたって最も悩ましい問題は、日本の地域間の経済力格差が大きすぎることである。これまでの過疎地域優先の地方財政制度も実は、過疎地域への重点的な公共投資によって地域間格差是正を意図してきたと考えられる。しかし、その努力は結果としては実らなかったと言える。地域間格差の是正のためには、抜本的な地方財政制度の改革が必要である。その方策の1つが、現在の都道府県制度を組みかえて「州制」の導入を実現することである。

本章では、現行制度に基づき、州制が導入された場合に、地方財政にどのような効果をもつのか、また、三位一体改革と同時に導入された場合にはどのような影響をもたらすのかを定量的に分析することで、これらの地方行財政改革をどのように実施していくことが望ましいかについて考察していく。

本節では、次節以降の本論に入る前段として、最初に、三位一体改革が地方財政に与える影響を概観し、次に、州制導入の意義を考え、最後に、本研究の目的をまとめる。まず、三位一体改革が地方財政に与える影響の概観から始める。

地方分権を目指して、国庫支出金、地方交付税を削減し、税源を移譲しようという三位一体改革は、各地域の自立を促進させる効果がある反面、地域間の財政力格差を拡大

させる恐れがある。わが国では、地域間の経済力格差によって税収配分にはかなりの格差が発生している。この税収配分の格差を是正し、どの地域でも最低限必要なナショナル・ミニマムを確保させるために、国庫支出金と地方交付税は、強力な地域間の財政調整機能を果たしてきた¹。

ここで、この様子を財政データから確認しておくこととする。

まず、マクロでみた場合の国庫支出金と地方交付税の規模についてである。図表 1 - 1 は、地方財政における各歳入の全歳入に対する割合を示したものであるが、この表からは、地方歳入の約 35% は国庫支出金と地方交付税により賄われており、地方財政は大きく 2 つの移転財源に依存している実態がうかがえる²。

次に、都道府県間での税収の偏在性と国庫支出金と地方交付税による財政調整の効果についてである。図表 1 - 2 は、住民 1 人当たりでみた場合の各都道府県（都道府県 + 市町村）における地方税収入額と地方税収入・国庫支出金・地方交付税の合計額を示している。また、図表 1 - 3 には、住民 1 人当たりでみた場合の地方税収入額と地方税収入・国庫支出金・地方交付税の合計額それぞれについての標準偏差、平均値、変動計数を示した。これらの図表からは、地方歳入に関する以下の実態がうかがえる。

地方税収入のみでみた場合、都市部の税収、とりわけ東京都の税収が非常に高く地方部の税収は総じて低くなっている。

しかし、国庫支出金と地方交付税を含めた額でみた場合、逆に都市部と地方部の歳入が逆転する傾向にある。

以上の考察からも明らかなように、現行の国庫支出金と地方交付税が地方財政に占めるウェイトは極めて高く、しかも、強力な地域間財政調整機能を果たしているため、これら両移転財源を削減することは、この調整機能を弱め、その結果、当然のことながら地域間の経済力格差がそのまま財政力格差につながる事となるであろう。

¹ 地方交付税の財政調整機能について計測した研究には、林（1995）が存在する。

² また、マクロでみた国と地方における租税収入の配分、歳出規模の実態を補足資料の図表補 1-1、1-2 に示した。よって、国と地方の税収規模と歳出規模のずれについては、これら 2 つの表により確認されたい。前者は概ね 3 : 2 で後者は概ね 2 : 3 となっている。

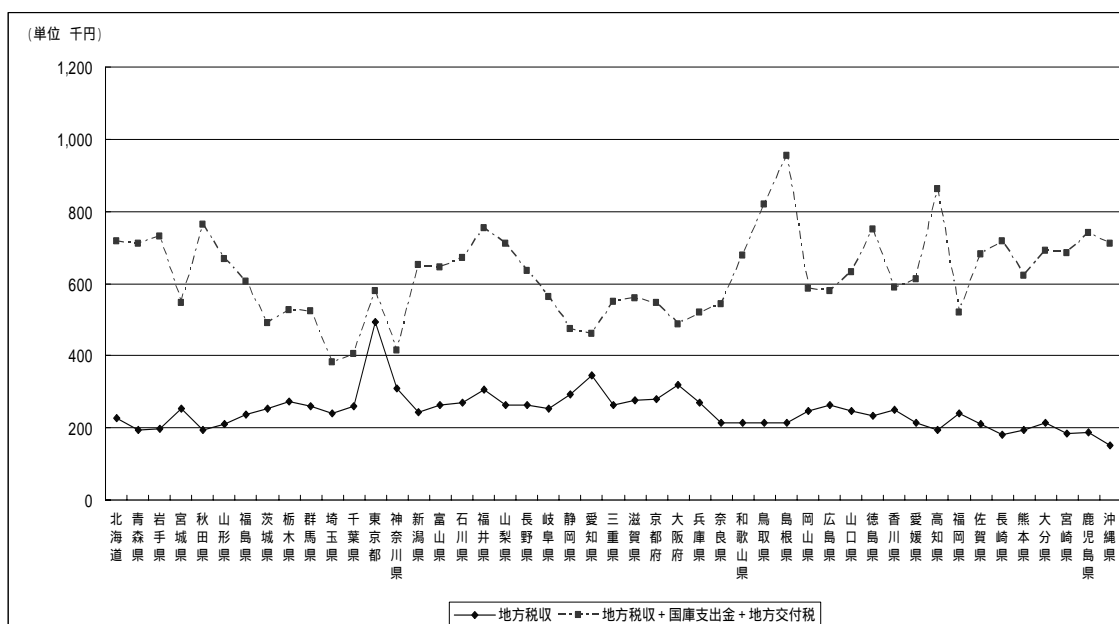
図表 1 - 1 各歳入の割合（対全歳入）

(単位 億円)

FY	西暦 年号	1980 S55	1985 S60	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2001 H13
都道府県	地方税	32.7	36.9	39.9	29.3	32.1	32.3
	地方譲与税	0.7	0.6	1.8	1.6	0.2	0.2
	地方交付税	17.4	17.2	18.2	15.7	21.7	20.5
	国庫支出金	27.0	22.9	16.8	18.5	17.6	17.7
	その他	12.5	14.2	14.7	16.6	15.3	15.3
	地方債	8.4	7.1	7.3	16.9	11.5	12.1
	繰越金	1.4	1.1	1.3	1.5	1.6	1.9
	都道府県計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
市町村	地方税	31.8	40.5	38.7	33.6	34.3	34.3
	地方譲与税	1.1	0.9	2.1	2.0	0.9	0.9
	地方交付税	15.6	14.1	15.5	14.5	18.9	17.5
	国庫支出金	21.6	16.6	12.5	14.3	13.6	13.7
	その他	15.9	17.3	20.5	18.1	20.4	20.6
	地方債	11.3	8.2	7.8	15.1	9.3	10.1
	繰越金	2.7	2.4	2.9	2.4	2.6	2.9
	市町村計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
純計	地方税	34.0	40.6	41.6	33.2	35.4	35.5
	地方譲与税	0.9	0.8	2.1	1.9	0.6	0.6
	地方交付税	17.3	16.4	17.8	15.9	21.7	20.3
	国庫支出金	22.5	18.2	13.3	14.8	14.3	14.5
	その他	13.0	14.4	15.3	15.3	14.5	14.7
	地方債	10.1	7.8	7.8	16.8	11.1	11.8
	繰越金	2.2	1.8	2.2	2.1	2.2	2.5
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 『平成15年度地方税に関する参考計数資料』より作成。

図表 1 - 2 住民 1 人当たりの地方税収額、国庫支出金額、地方交付税額
(都道府県 + 市町村：平成 13 年度決算)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)より作成

図表 1 - 3 住民 1 人当たりの地方税収額、国庫支出金額、地方交付税額の平均値、標準偏差、変動計数（都道府県 + 市町村：平成 13 年度決算）

	地方税収	地方税収 + 国庫支出金 + 地方交付税
	住民1人あたり（千円）	住民1人あたり（千円）
標準偏差	54	118
平均値	246	622
変動計数	0.217	0.190

（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』（地方財務協会）より作成

1. 1. 2 基幹税による税源移譲について

前小節での考察より、国から地方への移転財源を削減し税源移譲を実施する際には、財政力格差の拡大を防ぐため、地域間に偏在の少ない基幹税³での税源移譲が必要不可欠となることがわかった。

そこで、次に、各地域における個人住民税と地方消費税収入の現状をみることにする。

図表 1 - 4 は、個人住民税（都道府県 + 市町村）と地方消費税の平成 13 年度決算額における税収を都道府県別に描いたものである。また図表 1 - 5 は住民 1 人当たりのものである。これらの図表からは、税収の偏在が比較的少ないと言われている個人住民税や地方消費税においても、地域間でかなりの税収格差が存在することがわかる。累進税率表を持ち、高所得層が多く居住する大都市圏において税源の集中がみられる個人住民税に比べると、地方消費税の地域間の税収格差はそれほど大きくないが、それでも東京都だけは他の都道府県と比べると税収が突出して多いことがわかる。

地方消費税は、いったん国税として徴収された消費税収を各都道府県の小売り消費額を基準として再配分している。これは消費税が付加価値税であり、各流通段階の付加価値に応じて徴収されるため、最終的な消費地と納税地が結びつかないために講じられている措置である。このような措置により、地方消費税の配分は地域間の偏在が小さくなることが知られている。しかし、東京都に関しては、商業地域の集積効果により、東京以外の居住者による消費を引き寄せており、このような再配分システムのもとでも税収が集中してしまうのである。

なお、個人住民税と地方消費税の都道府県間での偏在の程度を変動係数により測ってみた。その結果は図表 1 - 6 に示している。図表 1 - 6 によると、総額でみた場合、個人住民税の変動係数は 1.340、地方消費税のそれは 1.081 と両税目ともに 1 を超えている。続いて、住民 1 人当たり額でみた場合、都道府県間でのばらつきの絶対値は平準化され、個人住民税で変動係数は 0.260、地方消費税のそれは 0.111 となることがわかる。ただし、総額もしくは住民 1 人当たりどちらでみる場合も、個人住民税の変動係数の方

³ 国と地方における税目一覧を補足資料の図表補 1-4、補 1-5 に、各税目別税収額の推移を同図表補 1-6 ~ 11 に、性質別税収割合を同図表補 1-12 に示した。参考にされたい。

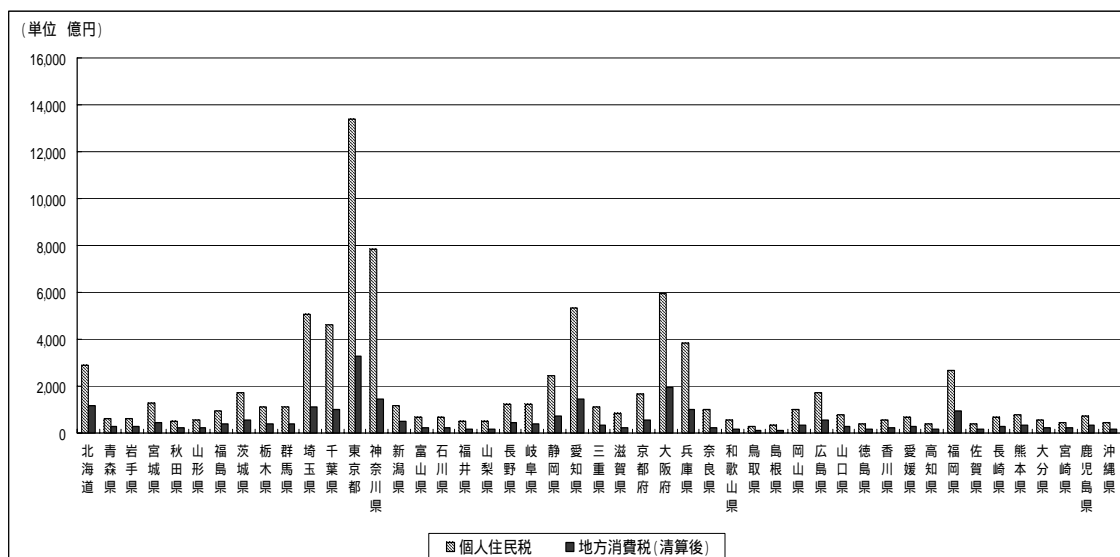
が地方消費税の変動係数よりも大きくなっており、先の説明を支持する結果となった。

比較的税収の偏在性が小さいと言われている基幹税についても地域間での税収格差の存在が確認された。特に個人住民税についてはかなりの格差が見られるので、地方への税源移譲を実施するならば、地方消費税中心の移譲の方が望ましいと考えられる。しかし、地方消費税においても、地方行政の政策担当者にとってより重要な指標である総額でみた場合にはかなりの地域間格差を有しており、この点看過できないところであろう。また、消費税については、今後社会保障財源としての働きが期待されている面もあり、地方への移譲財源としてどの程度期待できるかは未知数でもある。

したがって、現行の地方税体系、さらに都道府県システムを前提としたうえで、三位一体改革が実施されるならば地域間の利害対立を深刻化させてしまう可能性が非常に高いのである。

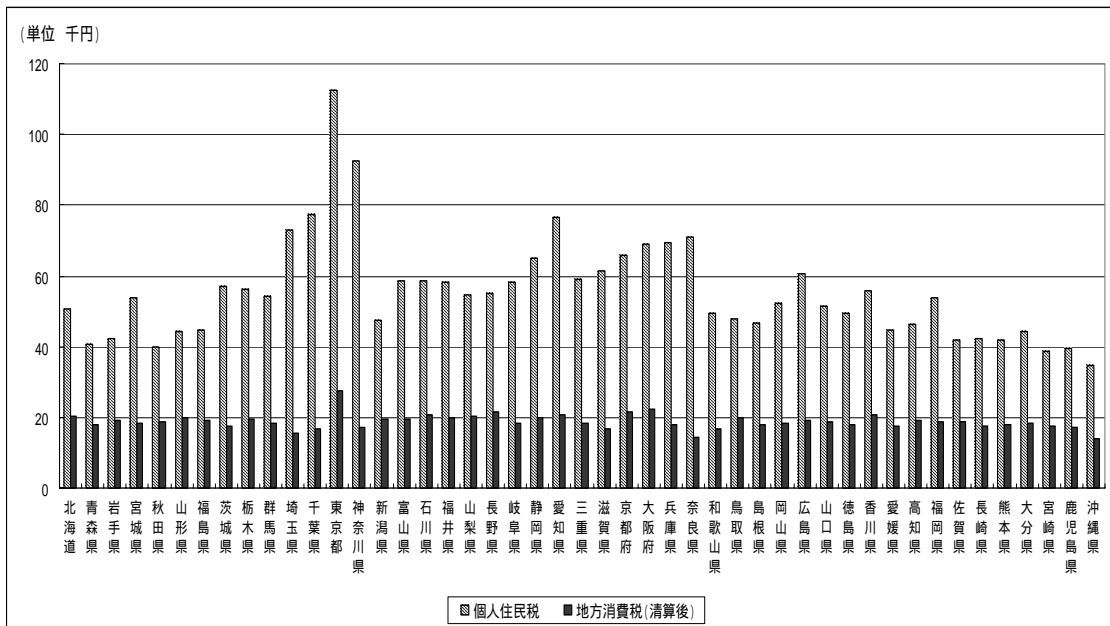
図表 1 - 4 都道府県別税収格差の現状

(都道府県 + 市町村：平成 13 年度決算額)



(備考) 『平成 15 年度地方税に関する参考計数資料』(総務省自治財政局)より作成

図表 1 - 5 住民 1 人当たりの都道府県別税収格差の現状
(都道府県 + 市町村：平成 13 年度決算額)



(備考) 『平成 15 年度地方税に関する参考計数資料』(総務省自治財政局)より作成

図表 1 - 6 都道府県別税収格差の現状
(都道府県 + 市町村：平成 13 年度決算額)

	総額 (億円)		住民 1 人あたり (千円)	
	個人住民税	地方消費税	個人住民税	地方消費税
標準偏差	2,385	569	14	2
平均値	1,780	526	55	19
変動係数	1.340	1.081	0.260	0.111
(備考)	『平成 15 年度地方税に関する参考係数資料』(総務省自治税務局)より作成。			

1.2 州制導入の意義

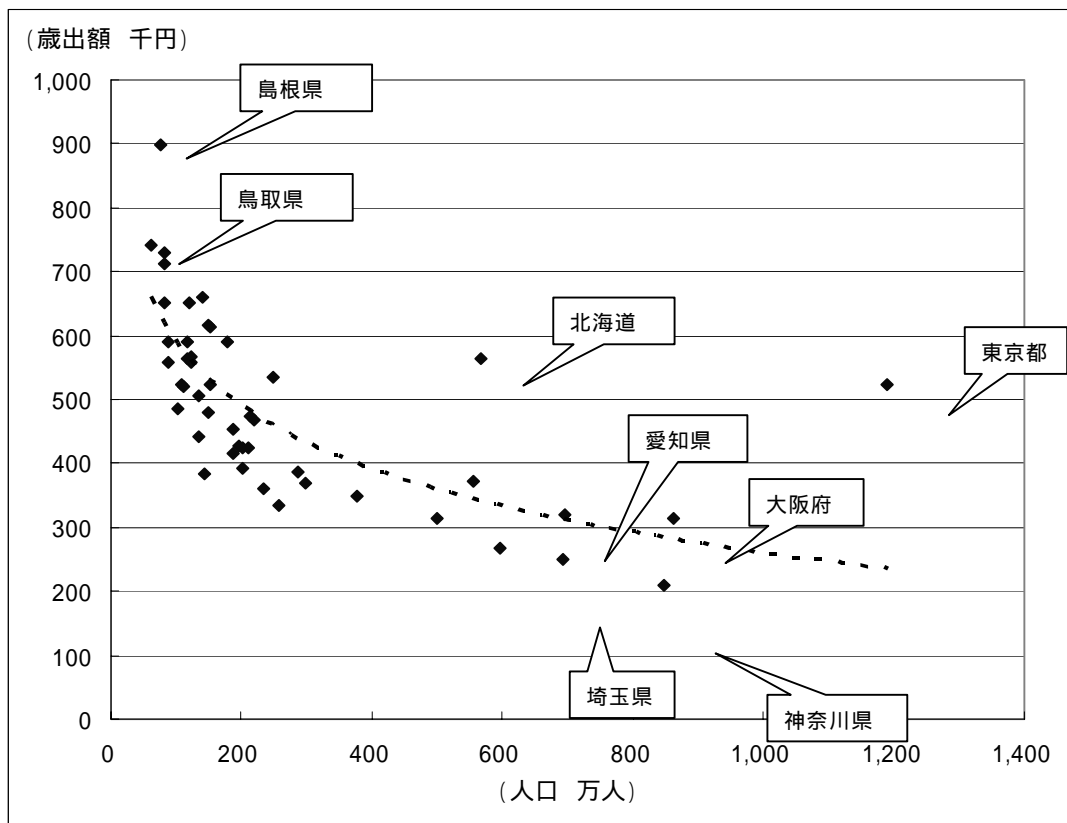
三位一体改革実施に伴うデメリットである地域間格差の拡大を緩和させる有効な手段がある、それが「州制」の導入である。なお、州制の最終形態としては都道府県行政レベルと市町村行政レベルの双方を含む制度設計を図る必要があると考えられる。しかし、本研究では、最終的な州制にいたる第 1 段階として、まず、広域行政である都道府県行政における州制の分析に取り組むこととする。

都道府県制から州制への移行は、地域間格差とそこから生じる地方間の利害対立を緩和させることができる。なぜなら、いくつかの都道府県を合併させることで、財政規模の拡大や行政効率の改善を通じて、各地域間の格差を平準化させることができるからで

ある。

ちなみに、州制移行による行政効率改善の可能性をみるため、図表 1 - 7 に平成 13 年度都道府県決算における人口規模と住民 1 人当たり歳出額の関係を示した。当該グラフからは、基本的に人口規模が大きくなるにつれて歳出が効率化されていく傾向にあることが読み取ることができる⁴。

図表 1 - 7 人口規模と住民 1 人当たり都道府県歳出額の関係（平成 13 年度決算）



（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』（地方財務協会）より作成

1.3 本研究の目的

本節でこれまで考察してきた内容をまとめると以下の通り。

経済力における現在の地域間格差を考えると、三位一体改革の実施は国庫支出金と地方交付税を通じた財政調整機能を弱めるため、基本的に財政力の地域間格差を拡大させると考えられる。

一方、州制への移行は財政規模を拡大させ行政効率の改善させるため、基本的に各地

⁴ 人口規模が最大の東京都では行政効率の改善が見られないが、この要因として、大都市特有の行政課題を抱えていること、都で一部市町村行政も行っていることなどが考えられる。

域間の財政力格差を平準化させると考えられる。

地方行財政システムにおける二大改革による定性的な効果は上記の通りと考えられるが、改革の是非を判断する際には改革実施による実際の影響を定量的に捉えておくことは不可避である。そこで、本研究の第2節以降では、シミュレーションを通じて、改革の影響を定量的に分析することとする。

さらに州制への移行によっても、三位一体改革により生じる地域間財政力格差が看過できないものとして残る場合、州間で新たな財政調整システムを採用すべきかについてもシミュレーション分析を通じて明らかにすることとする。

2 現行制度のもとでの州制への移行

2.1 州区分と人口の分布

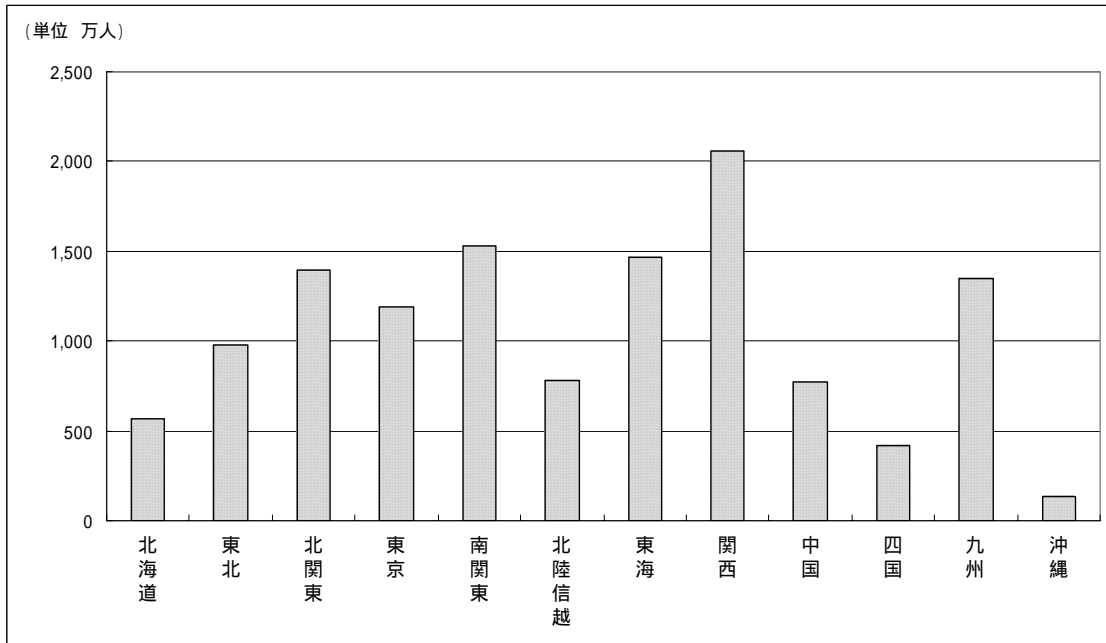
本節では、現行の地方税、国庫支出金、地方交付税制度が維持される場合、都道府県制から州制への移行が各地域にどのような影響を及ぼすのかについてみていくこととする。

州の区分については、図表1-8に示したように12の州政府を想定した。この12の区分に基づく人口は、平成14年3月31日現在の住民基本台帳人口によると図表1-9のようになる。州制移行後には、現在の東京都(州制移行後の東京州)以外に人口1,000万人のオーダーを超える州としては、北関東、南関東、東海、関西、九州の5州が誕生する。中でも、関西州は人口2,000万人のオーダーを超え人口規模において最大の州となる。逆に、北海道、東北、北陸信越、中国、四国、沖縄の6州は人口1,000万人のオーダーに達せず、特に四国州は人口規模500万人に達せず、沖縄州を除いて最小の州となる。

図表1-8 州の区分について

北海道	: 北海道
東北州	: 青森, 岩手, 秋田, 宮城, 山形, 福島
北関東州	: 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉
東京州	: 東京都
南関東州	: 千葉, 神奈川, 山梨
北陸信越州	: 新潟, 富山, 石川, 福井, 長野
東海州	: 岐阜, 静岡, 愛知, 三重
関西州	: 大阪府, 滋賀, 京都, 兵庫, 奈良, 和歌山
中国州	: 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口
四国州	: 徳島, 香川, 愛媛, 高知
九州州	: 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島
沖縄州	: 沖縄

図表 1 - 9 各州の人口



2.2 州制下での地方税収

本小節において、州制への移行により地方税収の分布がどのように変化するかについて分析する。

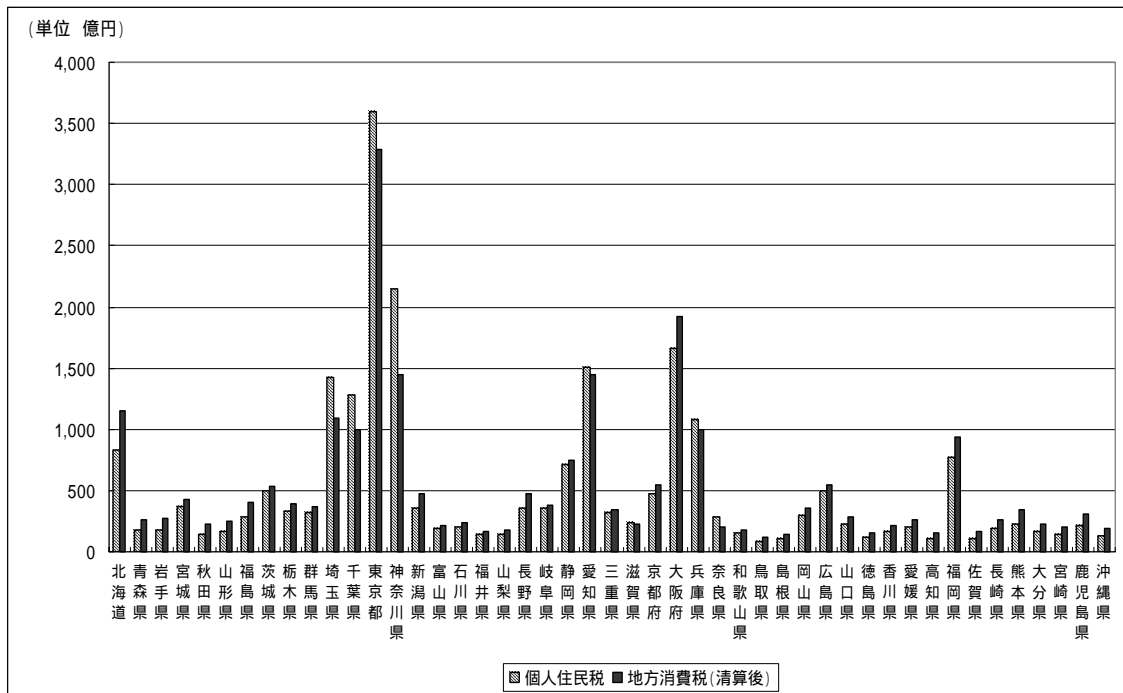
まず、現行都道府県制の下での地方税収の分布から確認する。

図表 1 - 10 は個人住民税(都道府県分)と地方消費税税収の、図表 1 - 11 はトータルの地方税収と地方譲与税の合計の平成 13 年度決算額を都道府県別にそれぞれ描いたものである⁵。また、図表 1 - 12、1 - 13 は住民 1 人当たりのものである。さらに、図表 1 - 14 には、各項目について、総額ベースならびに住民 1 人当たりでの標準偏差、平均値、変動係数を示した。

図表 1 - 10 ~ 13 からは、都市部の税収が地方部の税収を大きく上回る状況、なかでも、東京都の突出ぶりがうかがえる。また、図表 1 - 14 からは、総額ベースでは各税収とも変動係数が 1 を超え大きな地域間格差を有している状況、住民 1 人当たりでは各税収とも変動係数は 0.2 前後となり地域間格差が縮小する状況、さらには、第 1 節でも考察したが、地方消費税は個人住民税ほかの税目に比べると相対的に地域間税収格差を抑制する傾向にあることがそれぞれわかる。

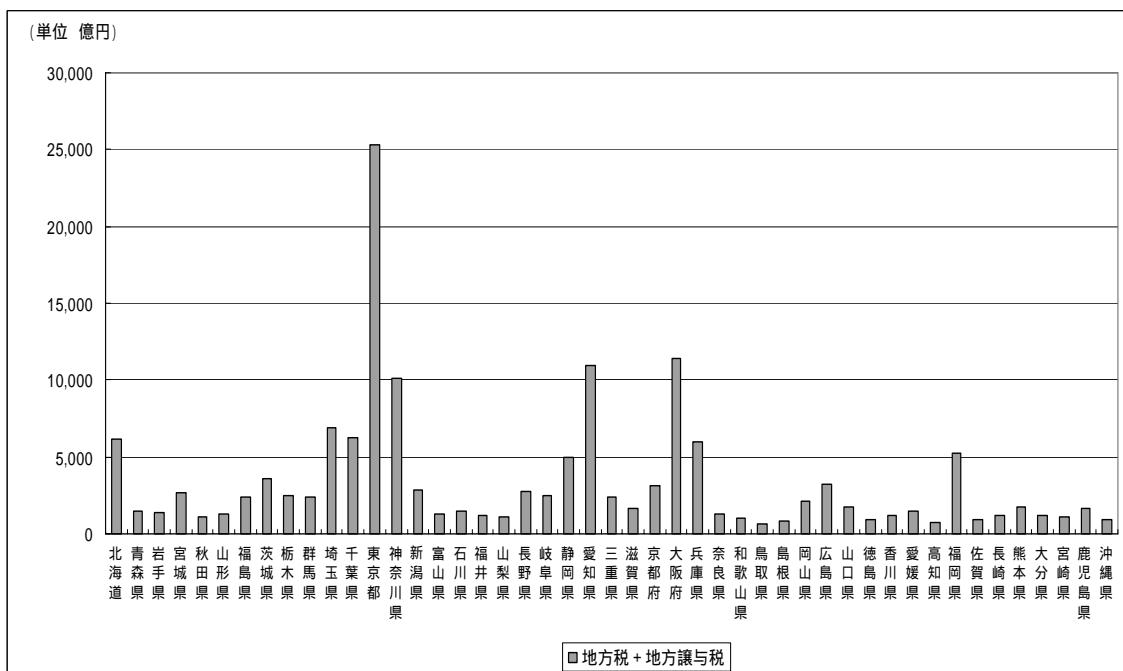
⁵ なお、東京都税収については、特別区において都税として徴収した市町村税相当分を控除したデータを使用している。

図表 1 - 10 個人住民税税収、地方消費税税収(都道府県：平成 13 年度決算)



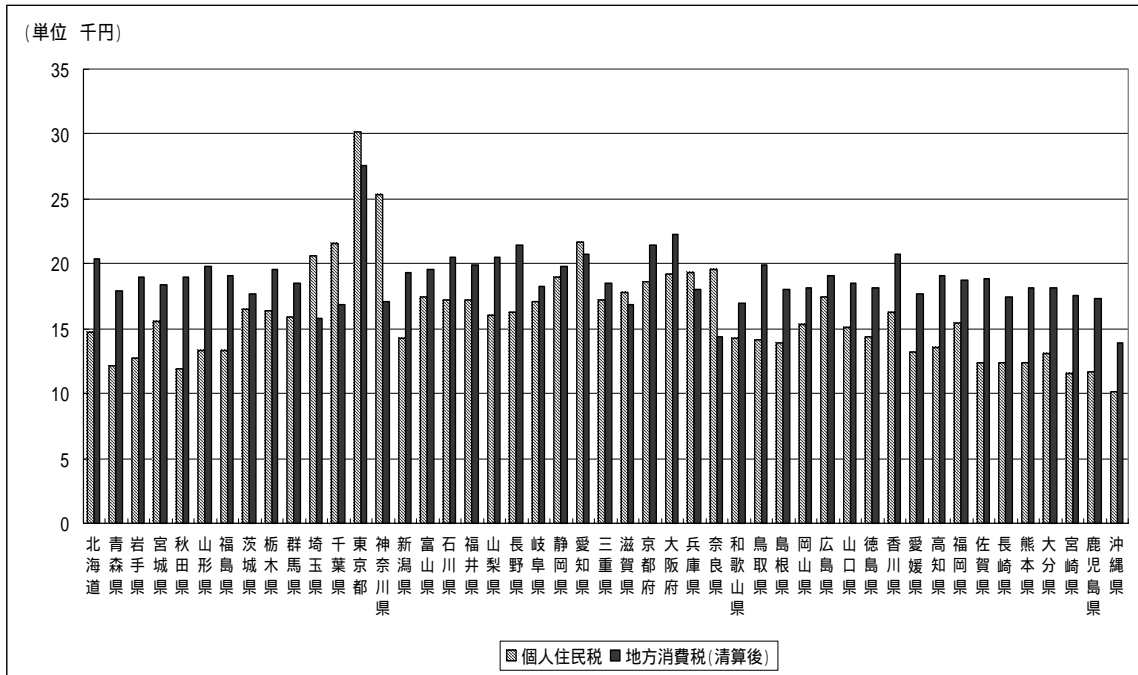
(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成 15 年度地方税に関する参考計数資料』(総務省自治財政局)より作成

図表 1 - 11 地方税収 + 地方譲与税収(都道府県：平成 13 年度決算)



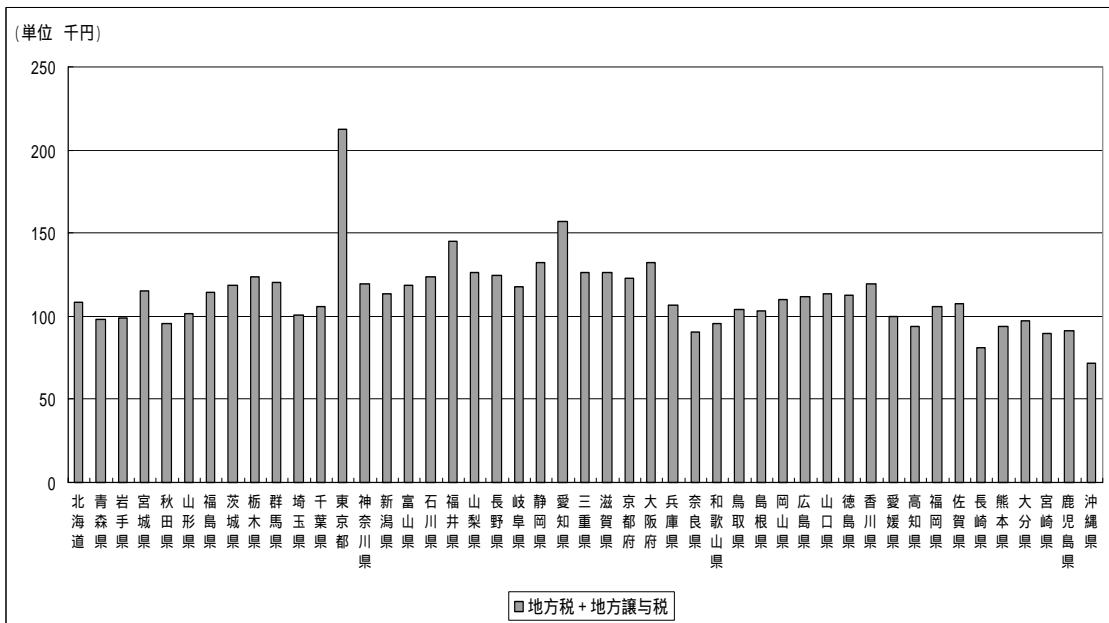
(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成 15 年度地方税に関する参考計数資料』(総務省自治財政局)より作成

図表 1 - 12 住民 1 人当たりの個人住民税税収、地方消費税税収
 (都道府県：平成 13 年度決算)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成 15 年度地方税に関する参考計
 数資料』(総務省自治財政局)より作成

図表 1 - 13 住民 1 人当たりの地方税収 + 地方譲与税収
 (都道府県：平成 13 年度決算)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成 15 年度地方税に関する参考計
 数資料』(総務省自治財政局)より作成

図表 1 - 14 税収各項目の標準偏差、平均値、変動係数
(都道府県：平成 13 年度決算)

	総額 (億円)			住民1人あたり (千円)		
	個人住民税	地方消費税	地方税 + 地方譲与税	個人住民税	地方消費税	地方税 + 地方譲与税
標準偏差	648	569	4,160	4	2	22
平均値	504	526	3,333	16	19	113
変動係数	1.286	1.081	1.248	0.231	0.111	0.191
(備考)	『平成15年度地方税に関する参考係数資料』(総務省自治税務局), 『平成15年度地方財政統計年報』より作成.					

続いて、州制移行後の地方税収の分布についてである。

図表 1 - 15 は個人住民税(都道府県分)と地方消費税税収の、図表 1 - 16 はトータルの地方税収と地方譲与税の合計の平成 13 年度決算額を州別にそれぞれ描いたものである⁶。また、図表 1 - 17、1 - 18 は住民 1 人当たりのものである。さらに、図表 1 - 19 には、各項目について、総額ベースならびに住民 1 人当たりでの標準偏差、平均値、変動係数を示した。

まず、図表 1 - 15、1 - 16 により、州制移行後の総額ベースの税収をみってみる。

これらの図表からは、都市部の税収が地方部の税収を依然上回るものの、現行都道府県別税収額のグラフである図表 1 - 10、1 - 11 と比較すると、相対的に両者の格差が縮小していることがわかる。都道府県別税収額では東京都の税収額が際立って大きくなっていったが、州制移行後はこの東京問題が緩和されていることもわかる。なお、地方税収と地方譲与税収の合計では、依然東京州がトップとなっているが、個人住民税税収と地方消費税税収では関西州が東京州を抜いてトップとなっている。

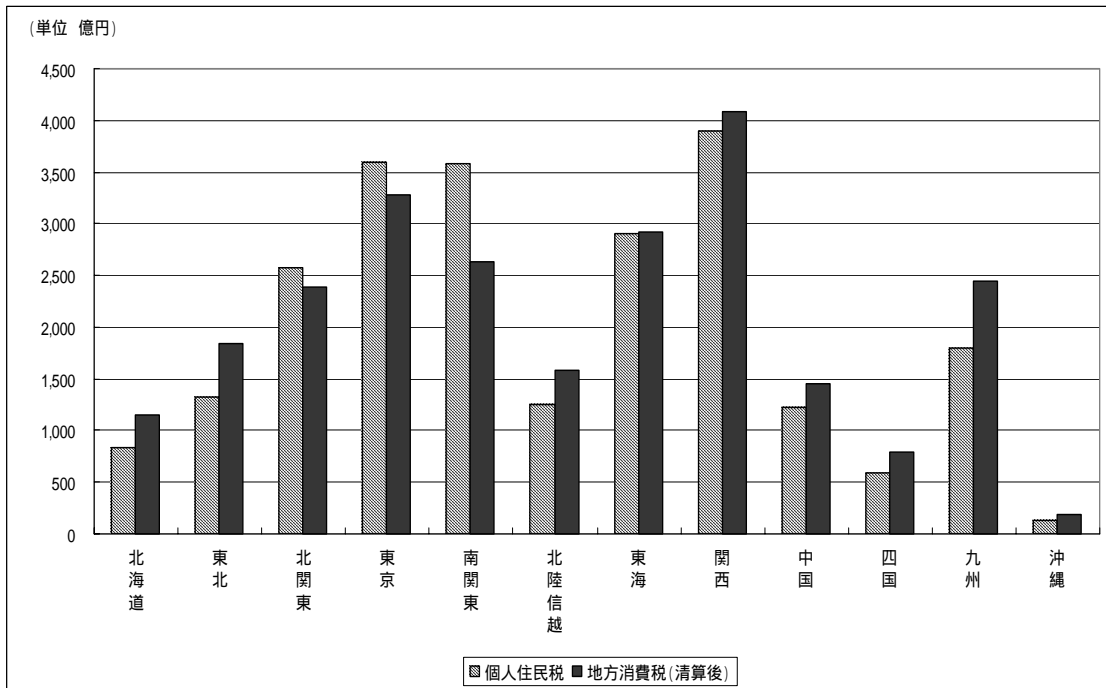
次に、図表 1 - 17、1 - 18 により、住民 1 人当たりの税収をみってみる。

これらの図表からは、住民 1 人当たりでは、州制移行後も依然東京州がトップとなっていることがわかる。また、総額ベースでは、関西州の税収額は大きくなっていったが、住民 1 人当たりでは他州との差はあまりない、むしろ東海州などには逆に抜かれる結果となることもわかる。

最後に、図表 1 - 19 と図表 1 - 14 の比較から、次のことがわかる。住民 1 人当たりでみた場合では、都道府県制から州制への移行は、若干地域間の税収格差を広げる様子が見えがえる。しかし、総額における各項目の変動係数は州制移行によりそれぞれ半分以上の値となっており、総額ベースでみた場合、州制への移行は税収の地域間格差を劇的に縮小させる効果があることがわかる。この結果は、第 1 節で示した通り、地方自治体の規模を拡大することにより、経済力格差の平準化とその帰結である財政力格差の平準化が進んだことによるものと考えられる。

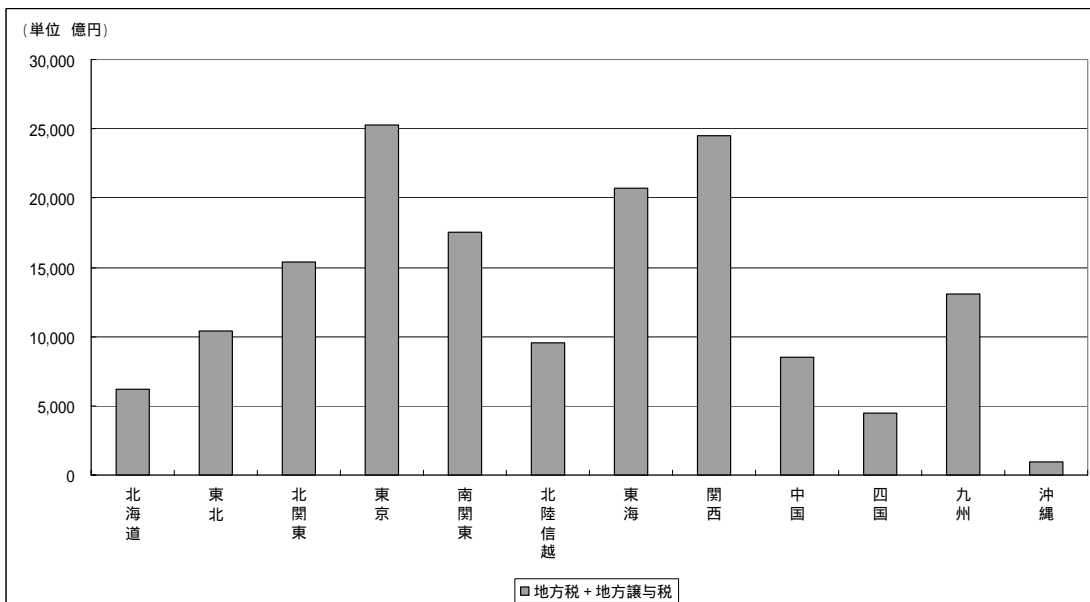
⁶ なお、東京州税収については、特別区において都税として徴収した市町村税相当分を控除したデータを使用している。

図表 1 - 15 個人住民税税収、地方消費税税収（州：平成 13 年度決算）



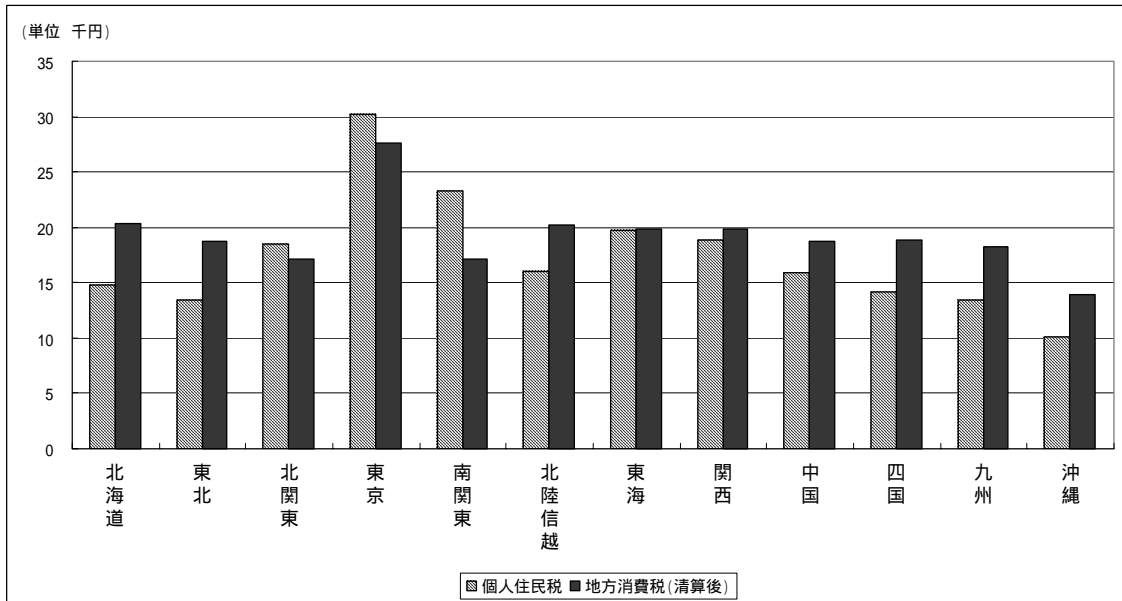
（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』（地方財務協会）、『平成 15 年度地方税に関する参考計
数資料』（総務省自治財政局）より作成

図表 1 - 16 地方税収 + 地方譲与税収（州：平成 13 年度決算）



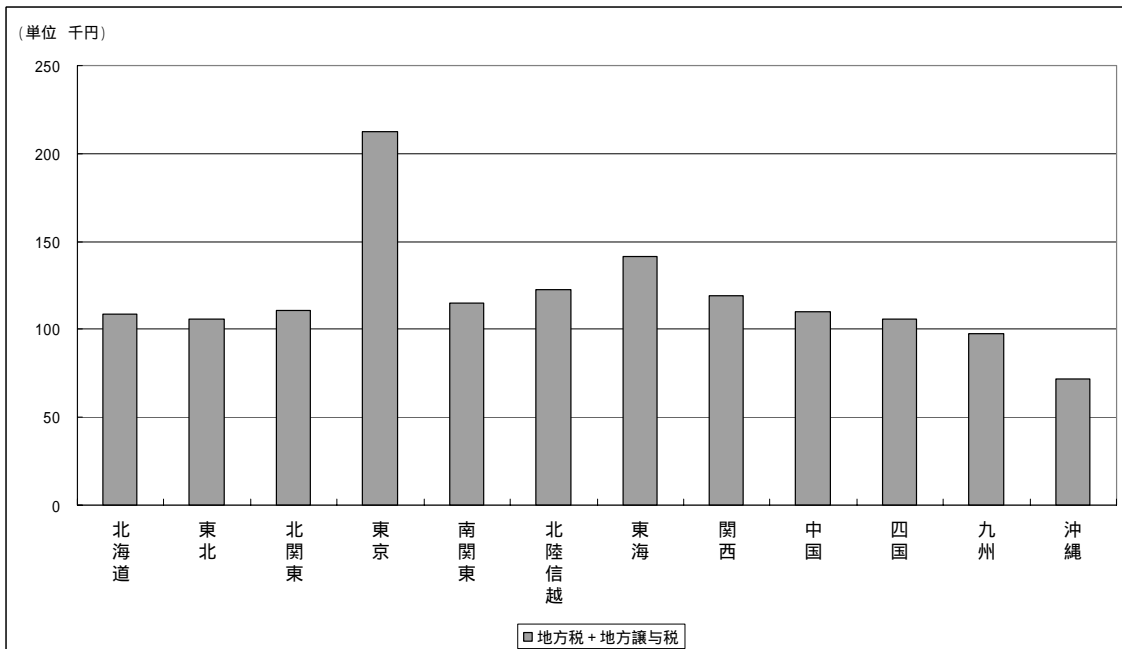
（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』（地方財務協会）、『平成 15 年度地方税に関する参考計
数資料』（総務省自治財政局）より作成

図表 1 - 17 住民 1 人当たりの個人住民税税収、地方消費税税収
 (州 : 平成 13 年度決算)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成 15 年度地方税に関する参考計
 数資料』(総務省自治財政局)より作成

図表 1 - 18 住民 1 人当たりの地方税収 + 地方譲与税収
 (州 : 平成 13 年度決算)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成 15 年度地方税に関する参考計
 数資料』(総務省自治財政局)より作成

図表 1 - 19 税収各項目の標準偏差、平均値、変動係数
(州：平成 13 年度決算)

	総額 (億円)			住民 1 人あたり (千円)		
	個人住民税	地方消費税	地方税 + 地方譲与税	個人住民税	地方消費税	地方税 + 地方譲与税
標準偏差	1,148	939	6,837	5	3	32
平均値	2,142	2,233	14,152	17	19	118
変動係数	0.536	0.421	0.483	0.294	0.159	0.273
(備考 1)	平成 15 年度地方税に関する参考係数資料 ⁷ (総務省自治税務局)、平成 15 年度地方財政統計年報 ⁸ より作成。					
(備考 2)	総額の標準偏差、平均値、変動係数の導出にあたっては、沖縄州をサンプルから除いている。					

2.3 州制下での国庫支出金

本小節では、州制への移行により、国庫支出金の配分がどのように変化するかについて分析する。

まず、現行都道府県制の下での国庫支出金の配分状況から確認する。

図表 1 - 20 はトータルの国庫支出金⁷、図表 1 - 21 は経常費関係の国庫支出金⁸、図表 1 - 22 は投資関係の国庫支出金⁹の平成 13 年度決算額を都道府県別にそれぞれ描いたものである。なお、図表 1 - 20 ~ 22 には総額ベースと住民 1 人当たりの決算額を併せて示した。

さらに、図表 1 - 23 には、国庫支出金各項目について、総額ベースならびに住民 1 人当たりでの標準偏差、平均値、変動係数を示した。

図表 1 - 20 ~ 22 から、総額ベースでみた場合、経常費関係の国庫支出金は都市部の方が地方部に比べてより多く交付されていること、一方、投資関係の国庫支出金は都市部への交付額と地方部への交付額の差が縮小する傾向にあることがわかる。また、住民 1 人当たりでみた場合には、経常費関係、投資関係を問わず、地方部への交付額が都市部のそれを上回っていること、また特に、投資関係の国庫支出金について、地方部と都市部の格差が大きくなっていることなどがわかる。

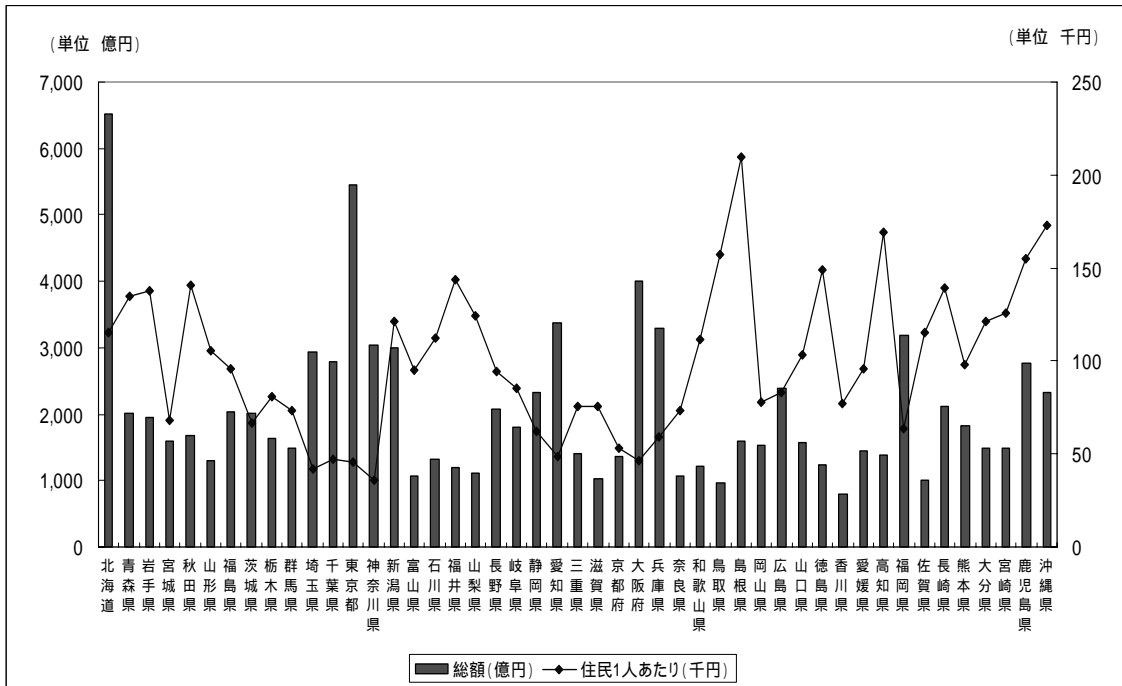
なお、図表 1 - 23 に示した変動係数からは、総額ベースでは経常費関係の方が地域間格差を有していることと、住民 1 人当たりでは投資関係の方が地域間格差を有していることがわかる。

⁷ ここでは、国庫支出金として、決算統計上の「国庫支出金」、「交通安全対策特別交付金」を対象としている。

⁸ 経常費関係国庫支出金とは、脚注 7 国庫支出金から、「交通安全対策特別交付金」と決算統計上の国庫支出金中「委託金」、「普通建設事業費支出金」、「災害復旧事業費支出金」を除いたものを指す。

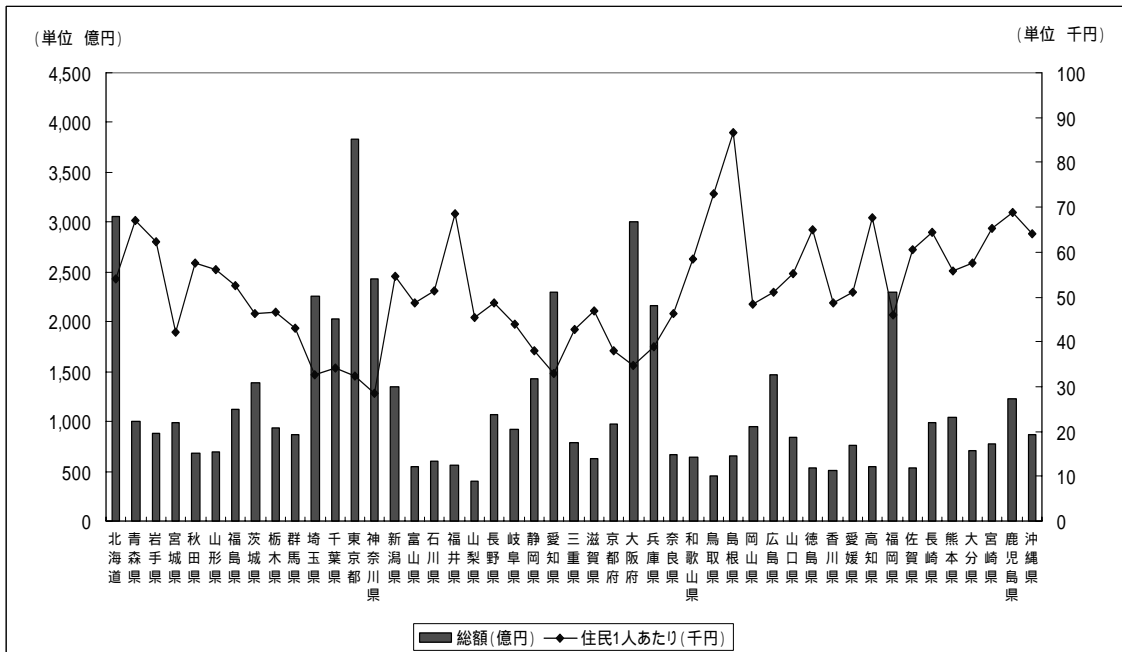
⁹ 投資関係国庫支出金とは、決算統計上の国庫支出金中「普通建設事業費支出金」と「災害復旧事業費支出金」を指す。

図表 1 - 20 総額および住民 1 人当たりの国庫支出金額（トータル）
（都道府県：平成 13 年度決算）



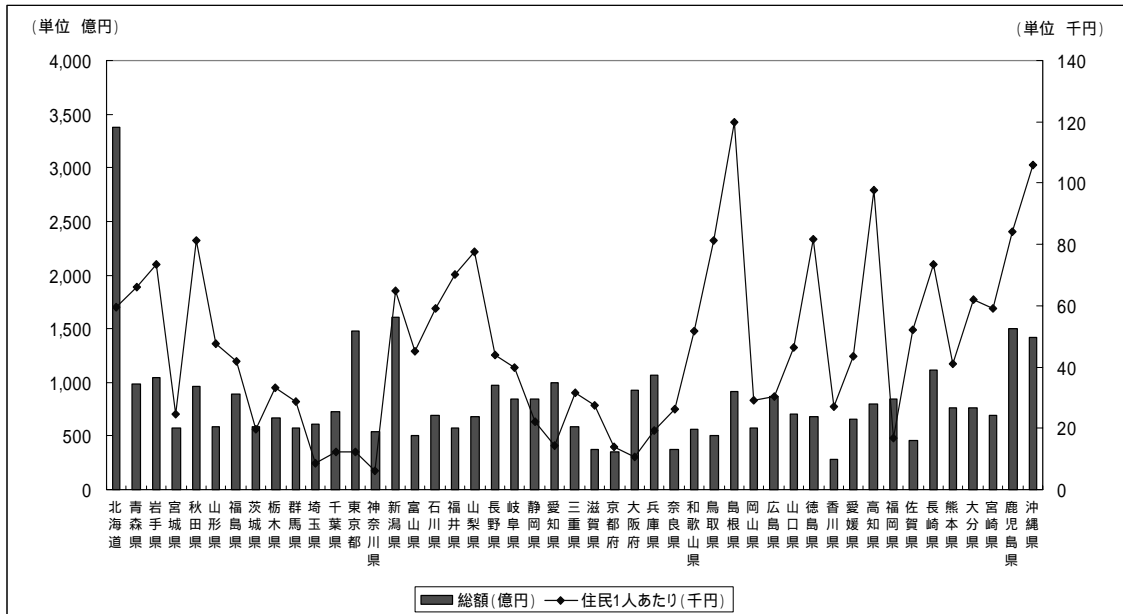
（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』より作成

図表 1 - 21 総額および住民 1 人当たりの国庫支出金額（経常費関係）
（都道府県：平成 13 年度決算）



（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』より作成

図表 1 - 22 総額および住民 1 人当たりの国庫支出金額（投資関係）
（都道府県：平成 13 年度決算）



（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』より作成

図表 1 - 23 国庫支出金各項目の標準偏差、平均値、変動係数
（都道府県：平成 13 年度決算）

	国庫支出金額（トータル）		経常費関係		投資関係	
	総額（億円）	1人あたり（千円）	総額（億円）	1人あたり（千円）	総額（億円）	1人あたり（千円）
標準偏差	1,119	40	772	12	477	28
平均値	2,045	100	1,178	52	832	47
変動計数	0.547	0.397	0.656	0.238	0.573	0.593
（備考）	『平成15年度地方財政統計年報』（地方財務協会）より作成。					

続いて、州制移行後の国庫支出金の配分状況についてである。

図表 1 - 24 ~ 27 は先の都道府県別の図表 1 - 20 ~ 23 と同じ内容のものを州別に示したものである。

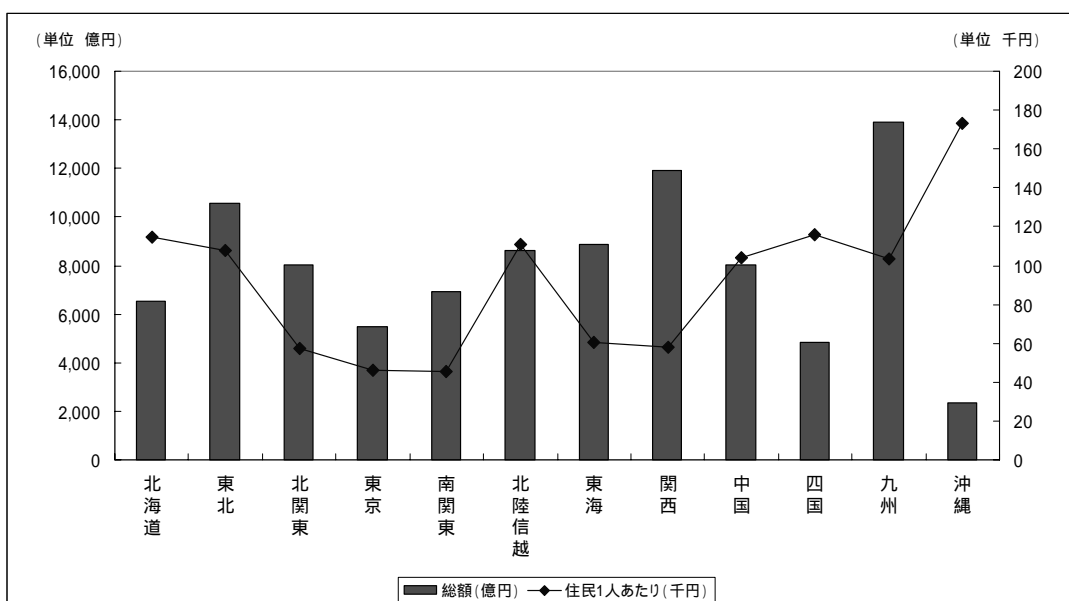
図表 1 - 24 ~ 26 から、まず、総額ベースでみた場合、国庫支出金トータルでは九州州、関西州、東北州が上位を占め、経常費関係では関西州、九州州、東海州が上位を占め、投資関係では九州州、東北州、北陸信越州が上位を占めることがわかる。次に、住民 1 人当たりについてみた場合、経常費関係、投資関係を問わず、関東、東海、関西の 3 地域に属する州とそれ以外の州との間で二分され、前者では国庫支出金額は低く、後者では高くなっている¹⁰。また特に、投資関係の国庫支出金について、両者の格差が大きくなっていることなどがわかる。

なお、図表 1 - 27 に示した変動係数からは、総額ベースならびに住民 1 人当たりでみ

¹⁰ なお、住民 1 人当たりでみた場合、北海道州と沖縄州が極端に高くなるが、これは両州の特殊性によるものと考えられる。

た場合ともに、投資関係の方が経常費関係よりも地域間格差を有していることがわかる。これは先の都道府県別の場合とは異なる結果であるが、この結果は、州制移行により、各州内で都道府県の格差が平準化されたことと、州間における経済社会環境の差異のみが浮き彫りになったことによるものと考えられる。また、図表 1 - 27 と 1 - 23 における変動係数の比較から、州制移行により、総額ベースでは地域間格差が縮小することもわかる¹¹。

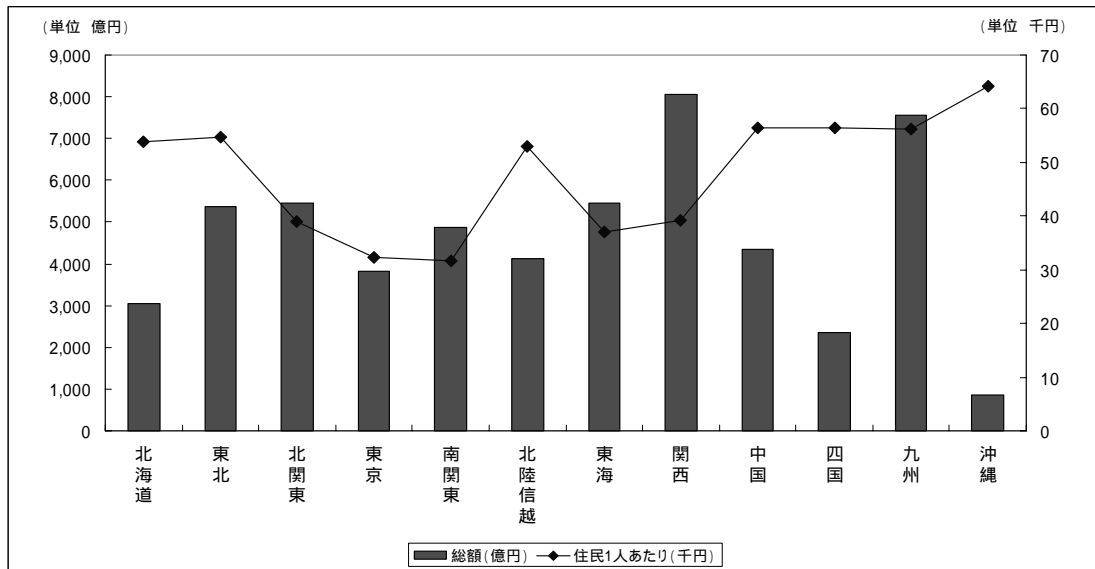
図表 1 - 24 総額および住民 1 人当たりの国庫支出金額（トータル）
（州：平成 13 年度決算）



（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』より作成

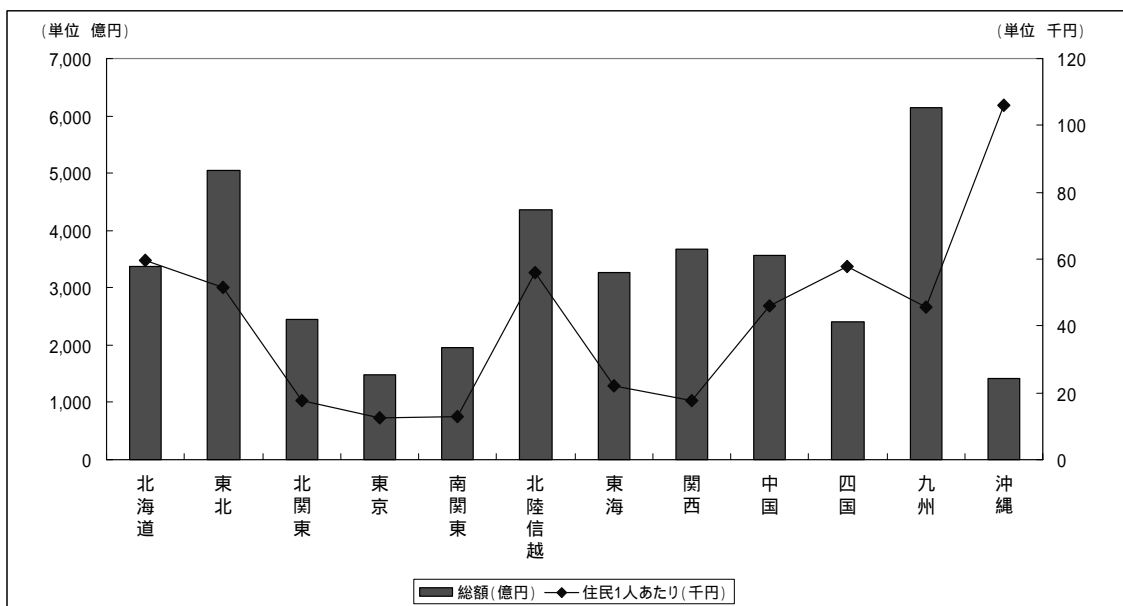
¹¹ 住民 1 人当たりでみた場合では、州制移行前後で地域間格差の程度は大きく変化していない。

図表 1 - 25 総額および住民 1 人当たりの国庫支出金額（経常費関係）
（州：平成 13 年度決算）



（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』より作成

図表 1 - 26 総額および住民 1 人当たりの国庫支出金額（投資関係）
（州：平成 13 年度決算）



（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』より作成

図表 1 - 27 国庫支出金各項目の標準偏差、平均値、変動係数
(州：平成 13 年度決算)

	国庫支出金額(トータル)		経常費関係		投資関係	
	総額(億円)	1人あたり(千円)	総額(億円)	1人あたり(千円)	総額(億円)	1人あたり(千円)
標準偏差	2,608	37	1,646	11	1,314	26
平均値	8,525	91	4,956	48	3,427	42
変動計数	0.306	0.402	0.332	0.223	0.384	0.624
(備考1)	『平成15年度地方財政統計年報』(地方財務協会)より作成。					
(備考2)	総額のサンプルより沖縄州は除いている。					

2.4 州制下での地方交付税

最後に、本小節では、州制への移行による地方交付税の配分状況の変化についてみていく。

まず、現行都道府県制の下での地方交付税の配分状況から確認する。

図表 1 - 28 は地方交付税¹²の平成 13 年度決算額を都道府県別にそれぞれ描いたものである。なお、当該図表には総額ベースと住民 1 人当たりの決算額を併せて示した。

さらに、図表 1 - 29 には、総額ベースならびに住民 1 人当たりでの標準偏差、平均値、変動係数を示した¹³。

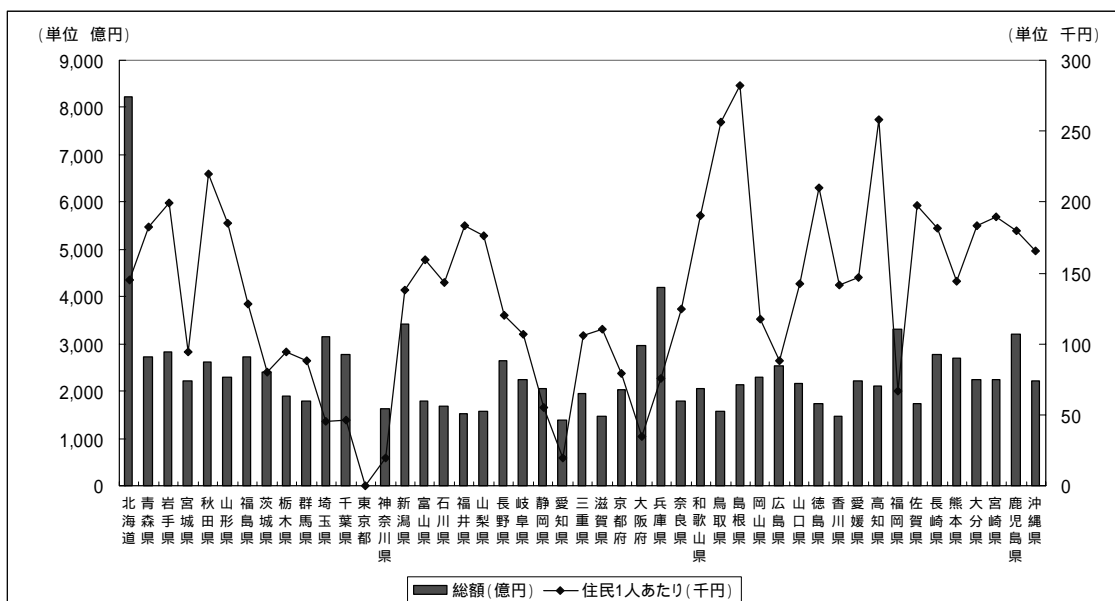
図表 1 - 28 から次のことがわかる。総額ベースでみた場合、都市部と地方部との間で単純に二分化される状況は見出せないが、住民 1 人当たりでみた場合では、地方部への交付額が都市部のそれを上回っている(これは国庫支出金の配分状況と同様である)。

なお、図表 1 - 29 に示した変動係数からは、住民 1 人当たりでみた場合の方が地域間格差は若干大きくなることがわかる。

¹² ここでの地方交付税とは普通交付税と特別交付税を合算したものを指す。

¹³ ただし、東京都は不交付団体であるため、標準偏差、平均値、変動計数導出に際してのサンプルから除いた。

図表 1 - 28 総額および住民 1 人当たりの地方交付税額
(都道府県：平成 13 年度決算)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』より作成

図表 1 - 29 地方交付税の標準偏差、平均値、変動係数
(都道府県：平成 13 年度決算)

	総額 (億円)	1人あたり (千円)
標準偏差	1,048	62
平均値	2,408	137
変動計数	0.435	0.456
(備考 1)	標準偏差, 平均値, 変動係数の導出にあたっては、東京都をサンプルから除いている。	
(備考 2)	『平成15年度地方財政統計年報』(地方財務協会)より作成。	

続いて、州制移行後の地方交付税の配分状況についてである。

ただし、州別の地方交付税の算出は単純に都道府県別の交付税額を積算することでは導出できない。よって、以下に、地方交付税制度の概略説明の後、州別の交付税額の導出法を説明する。

『地方交付税制度概略』

まず、地方交付税は普通交付税と特別交付税に二分される。

このうち普通交付税が交付税全体の 94% を占める。そして、当該交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額を比較し、前者が後者を上回る場合に、その差額 (財源不足額) から調整額が控除された額が交付される。前者が後者を下回る場合には不交付となる。一方、特別交付税は交付税全体の 6% を占める。当該交付税は災害復旧など

地域の特殊事情に基づき交付されるものである。

『州別地方交付税の導出』

(1) 普通交付税の導出

まず、州ごとに当該州を構成する現行都道府県の基準財政需要額と基準財政収入額をそれぞれ積算する。

次に、州ごとに導出された基準財政需要額と基準財政収入額の差額、すなわち財源不足額を算出する。

次に、下記式に基づき調整率を導出する。

$$\text{調整率} = \frac{\text{財源不足額の合計（全州分）} - \text{現行の普通地方交付税額の合計}}{\text{財源不足となる州の基準財政需要額の合計}}$$

次に、州ごとに基準財政需要額に上記調整率を乗じ、州ごとの調整額を算出する。

最後に、財源不足州において、下記式に基づき普通交付税額を導出する。

$$\text{普通交付税額} = \text{財源不足額} - \text{調整額}$$

(2) 特別交付税の導出

州ごとに当該州を構成する現行都道府県の特別交付税額を積算して導出する。

(3) 地方交付税の導出

(1)、(2)で導出された普通交付税額と特別交付税額を合算し、州ごとの地方交付税額を導出する。

上記した方法に従い導出された州ごとの基準財政需要額と基準財政収入額を図表1-30に、地方交付税額を図表1-31に描いた。なお、図表1-31には総額ベースと住民1人当たりの決算額を併せて示した。

さらに、図表1-32には、総額ベースならびに住民1人当たりでの標準偏差、平均値、変動係数を示した¹⁴。

まず、図表1-30から、州制度移行後も、依然、東京州を除くどの州においても基準財政需要額が基準財政収入額に比し過大な状況にあることがわかる。

続いて、図表1-31から、交付額の総額ベースでは、九州州、東北州、関西州が上位を占めることがわかる（これは国庫支出金の配分状況と同様である）。また、総額ベースでみた場合、都市部と地方部との間で単純に二分化される状況は見出せないが、住民

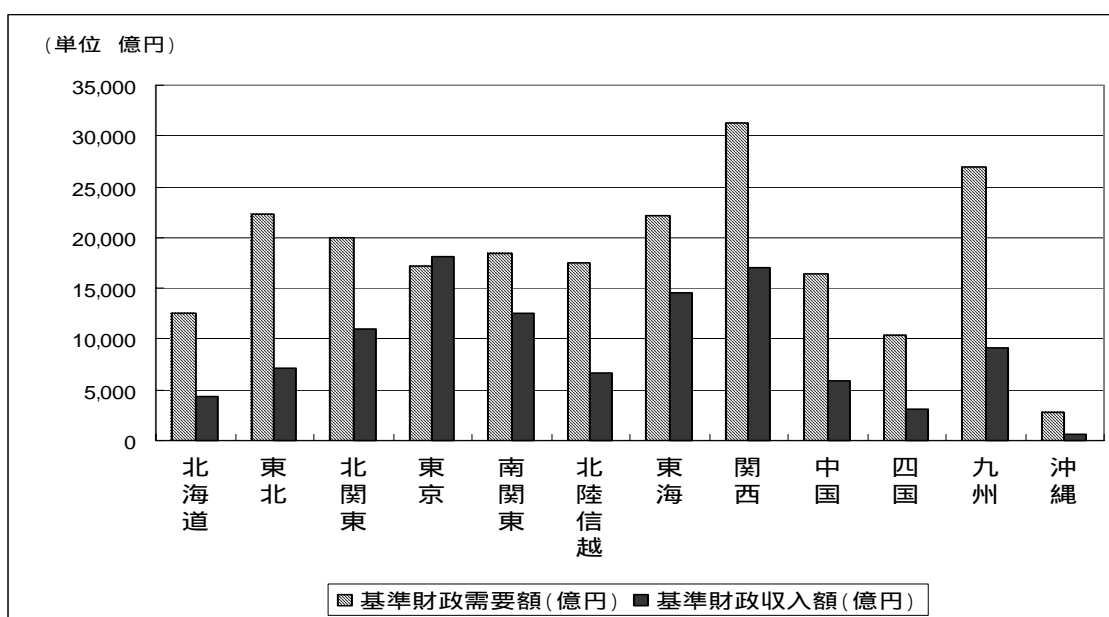
¹⁴ ただし、東京州は不交付団体であるため、標準偏差、平均値、変動計数導出に際してのサンプルから除いた。また、総額ベースでの標準偏差、平均値、変動計数導出に際しては沖縄州もサンプルから除いた。

1人当たりでみた場合では、地方部への交付額が都市部のそれを上回っている（これは国庫支出金ならびに現行都道府県別の地方交付税の配分状況と同様である）。

また、図表1-32と図表1-29の変動係数の比較から、州制移行により、総額ベースならびに住民1人当たりでみた場合の双方において、地域間格差が是正されることもわかる。これは、州制移行の結果、各団体の財政規模が大きくなることにより、地域間の財政格差が縮小したことによると考えられる。

これらの結果からは、今後、地方交付税制度の改革を行う場合には、基準財政需要の抑制と効率的かつ公平な地域間財政調整制度の確立を共に目指していく必要があると言える。

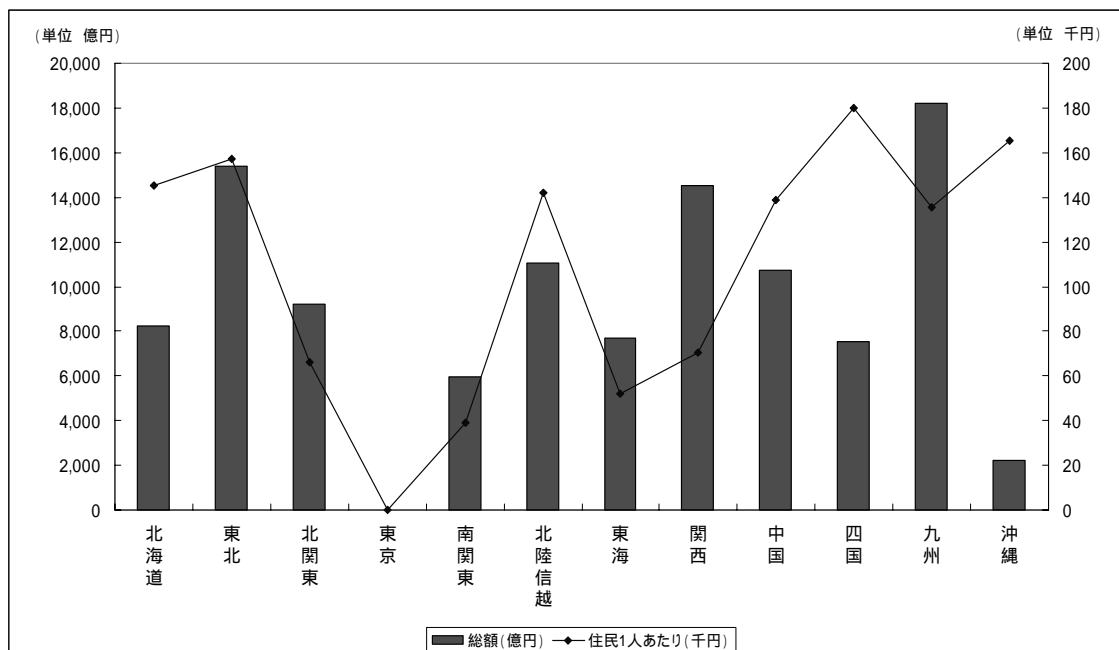
図表1-30 基準財政需要額と基準財政収入額（州：平成13年度決算）



（備考）『平成15年度地方財政統計年報』より作成

図表 1 - 31 総額および住民 1 人当たりの地方交付税額

(州 : 平成 13 年度決算)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』より作成

図表 1 - 32 地方交付税の標準偏差、平均値、変動係数

(州 : 平成 13 年度決算)

	総額 (億円)	1人あたり (千円)
標準偏差	3,787	48
平均値	10,853	117
変動計数	0.349	0.407
(備考 1)	標準偏差, 平均値, 変動係数の導出にあたっては, 東京州をサンプルから除いている. また総額での導出においては沖縄州も除いている.	
(備考 2)	『平成15年度地方財政統計年報』(地方財務協会)より作成.	

3 三位一体改革を伴う州制への移行

3.1 州制度導入と三位一体改革

前節では、現行制度を前提として州制へ移行した場合、各地方団体の財政状況がどのように変化するかについて分析を行った。しかし、現在、政府は国庫支出金、交付税を削減し、地方への税源移譲を行うという三位一体の改革を実施しようとしている。そして、この三位一体改革が実施されることを前提として州制への移行を考えた場合、当然のことながら、各地方団体の財政状況の変化は現行制度を前提とした場合（前節）と

異なる結果となる。

そこで、本節では以下に示す三位一体改革私案に即して、三位一体の改革と州制導入の双方が実施された場合の影響をみていくことにする。

『三位一体改革私案』

(1) 補助金（国庫支出金）の削減

削減対象の補助金は決算統計上の「国庫支出金」と「交通安全対策特別交付金」とする。そして、この削減対象補助金のうち、地方財政法上の「国庫補助金」に該当する奨励的補助金を削減することとする。なぜなら、地方財政法上の「国庫補助金」¹⁵を利用して供給される財は地方公共財であり、当該財は本来地方の自己責任で供給すべき財であるため。

削減規模の詳細は図表 1 - 33 に示した。

なお、各団体における補助金削減のシミュレーションは当該図表に示した補助金の区分ごとに行う¹⁶。また、当該図表における各区分の削減規模は平成 15 年度当初予算ベースのものであるため、シミュレーション実施の際には、国内企業物価指数を用いて、当該規模を平成 13 年度ベースに変換することとする。

(2) 地方への税源移譲

三位一体改革では、補助金削減による地方歳入の減少に対応するため、国から地方への税源移譲が想定されるが、本研究では、「地方消費税」により各団体への税源移譲を行うこととする。

なぜなら、第 1 節でも示したとおり、移譲対象として基幹税である個人住民税と地方消費税についての税源の地域偏在性を比較した場合後者の方が小さいからである。今後、各地方団体に自立した財政運営を期待するのであれば、団体間であまり大きな財政力格差を生じさせるべきではないと考えられる。そのため、本研究では、「地方消費税」による税源移譲を試みることにする。

また、税源移譲の規模は削減される補助金の 8 割とする。これは、削減する補助金は奨励的なものであること、また、歳入の形態が変わること（特定補助金から一般財源である独自税収へ）により地方歳入の効率化が図られるものと考えられること、などの理由による措置である。

(3) 地方交付税制度の改革

各団体の普通交付税は、基本的に、基準財政需要額と基準財政収入から決定されるが、まず、(1)、(2)の改革実施に伴い、各地方団体の基準財政収入額

¹⁵ 地方財政法上の補助金（国庫支出金）としては、あと、「国庫委託金」と「国庫負担金」が存在する。このうち前者により供給される財は国家公共財、後者により供給される財は国家公共財と地方公共財の中間に位置する財（または、外部性が非常に大きな地方公共財）である。

¹⁶ 当該補助金削減シミュレーション方法の詳細については、補論を参照されたい。

が変化する。

また、シミュレーション実施年度の平成 13 年度に比べて、平成 15 年度においては、既に基準財政需要額が約 9 %（国内企業物価指数を用いたデフレート後）削減されており、さらに、平成 16 年度で予定されている削減分も考慮すると、平成 13 年度に比べて 15%弱（国内企業物価指数を用いたデフレート後）基準財政需要が削減されることとなる。そこで、本研究では、この削減を反映して基準財政需要を再計算する¹⁷こととする。

そして、得られる新基準財政収入額と新基準財政需要額より、各団体の普通交付税額が決定される。

一方、特別交付税は、州ごとに当該州を構成する現行都道府県の特別交付税額を積算して導出したうえで、各州の積算値に、上記の方法により決定される新普通交付税総額を元々の普通交付税総額に比した場合の圧縮率を乗じることにより決定する¹⁸。

なお、本私案では、新たな地域間財政調整制度として「逆交付税¹⁹」の導入を図る。

得られる新基準財政収入額が新基準財政需要額を上回る団体については、その余剰額の 5 割を追加の交付税財源として拠出させ、その拠出総額を財源不足団体に下記式に基づき追加配分することとする。

$$\text{第 } n \text{ 州の追加普通交付税額} = \frac{\text{第 } n \text{ 州の財源不足額}}{\text{各州の財源不足額の合計}} \times \text{各州の財源超過額の合計}$$

よって、本研究では、これら普通交付税、特別交付税、さらに上記追加の普通交付税を合わせて各団体の新交付税とする。

¹⁷ 現時点では、平成 15、16 年度の基準財政需要の実績値はわからない。そこで、平成 13 年度に対する平成 15 年度基準財政需要の削減率の近似値として、普通交付税の当初予算額の削減率を用いることとする。なお、名目ベースで得られた削減率は、国内企業物価指数を用いて物価変動による影響分を排し、平成 13 年度ベースの削減率に変換する。

¹⁸ これは、特別交付税総額が地方交付税総額の 6 % に相当する額と法定されていることによる（地方交付税法第 6 条の 2 第 3 項）。ここでは、州の普通交付税総額の圧縮率と市町村分も含めた全普通交付税総額の圧縮率が同程度になるものと仮定している。

¹⁹ 齊藤（1997）、橋本（1998）において、財源超過団体における余剰財源を財政調整の対象とされていない点を問題とし、「逆交付税」の導入が提唱されている。

図表 1 - 33 補助金削減規模

都道府県分 (平成15年度 当初予算ベース)		(単位 億円)		
決算統計上の区分		各区分総額	奨励的補助金 (国庫補助金) 額	補助金削減額
国庫支出金	義務教育費負担金	27,920	0	0
	生活保護費負担金	1,814	7	7
	児童保護費負担金	2,936	522	522
	結核医療費負担金	35	0	0
	精神衛生費負担金	723	231	231
	老人保護費負担金	28	28	28
	普通建設事業費支出金	34,120	13,043	13,043
	災害復旧事業費支出金	707	13	0
	失業対策事業費支出金	0	0	0
	委託金	753	12	12
	財政補給金	3	3	3
	電源立地促進対策等交付金	856	856	0
	石油貯蔵施設立地対策等交付金	58	58	0
	その他	9,596	6,339	6,339
交通安全対策特別交付金		452	452	452
計		80,000	21,564	20,637
(備考1)	「災害復旧事業費支出金」、「電源立地促進対策等交付金」、「石油貯蔵施設立地対策等交付金」については、政策的配慮から削減額ゼロとする。			
(備考2)	『平成15年度補助金総覧』(日本電算企画(株))、「平成14年度地方財政状況調査表作成要領」(総務省自治財政局財務調査課)より作成。			

3.2 州制下での地方税収(三位一体改革を伴う場合)

三位一体改革を伴う場合における、各州の個人住民税(都道府県分)と地方消費税税収、トータルの地方税収と地方譲与税の合計の平成13年度決算ベース額を、それぞれ図表1-34、1-35に示した。また、図表1-36、1-37は住民1人当たりのものである。さらに、図表1-38には、各項目について、総額ベースならびに住民1人当たりでの標準偏差、平均値、変動係数を示した²⁰。

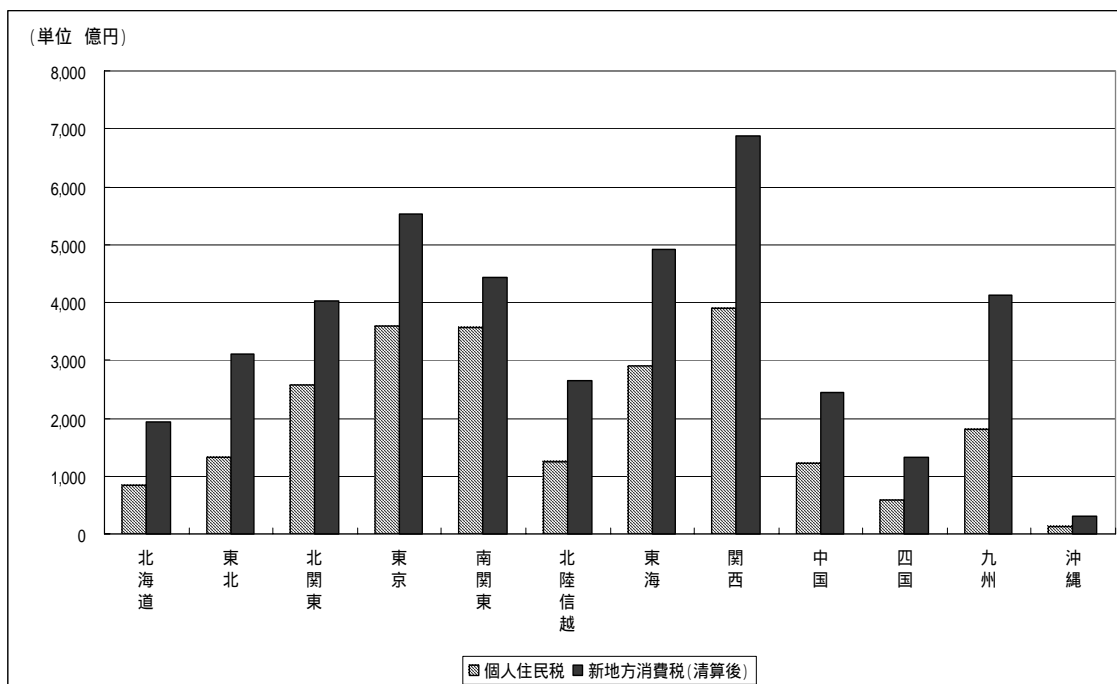
まず、図表1-34、1-36より、国庫支出金削減と地方消費税による税源移譲を実施すると、各州とも地方消費税の税収が個人住民税の税収を上回ることがわかる。次に、図表1-34~37からは、各州の相対的配分状況に関しては、現行制度を前提とした場合とあまり大きな変化は見られないことがわかる。次に、図表1-38からは、地方消費税の税収が各州平均で約1,500億円増加すること、また、地方税収と地方譲与税の合計について、三位一体改革を伴う場合の方が若干地域間格差は縮小する傾向にあることがわ

²⁰ 本節では、現行制度を前提とした場合の結果(前節の結果)と三位一体改革を伴う場合の結果(本節の結果)を対比させる形で示している。なお、国庫支出金、地方交付税についても、同様の図表を後掲する。

かる。

なお、三位一体改革実施による消費税の移譲総額は1兆6,889億円で、消費税率の約0.68%分に相当する。

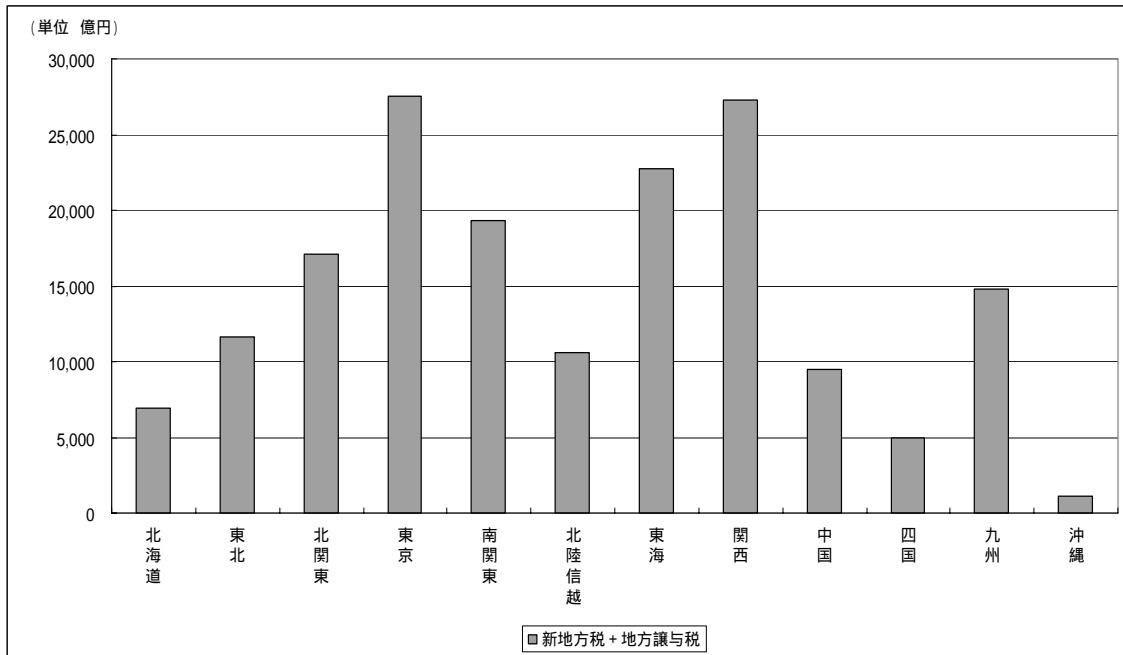
図表 1 - 34 個人住民税税収、地方消費税税収
(州：平成13年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合)



(備考) 『平成15年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成15年度地方税に関する参考計数資料』(総務省自治財政局)、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 35 地方税収 + 地方譲与税収

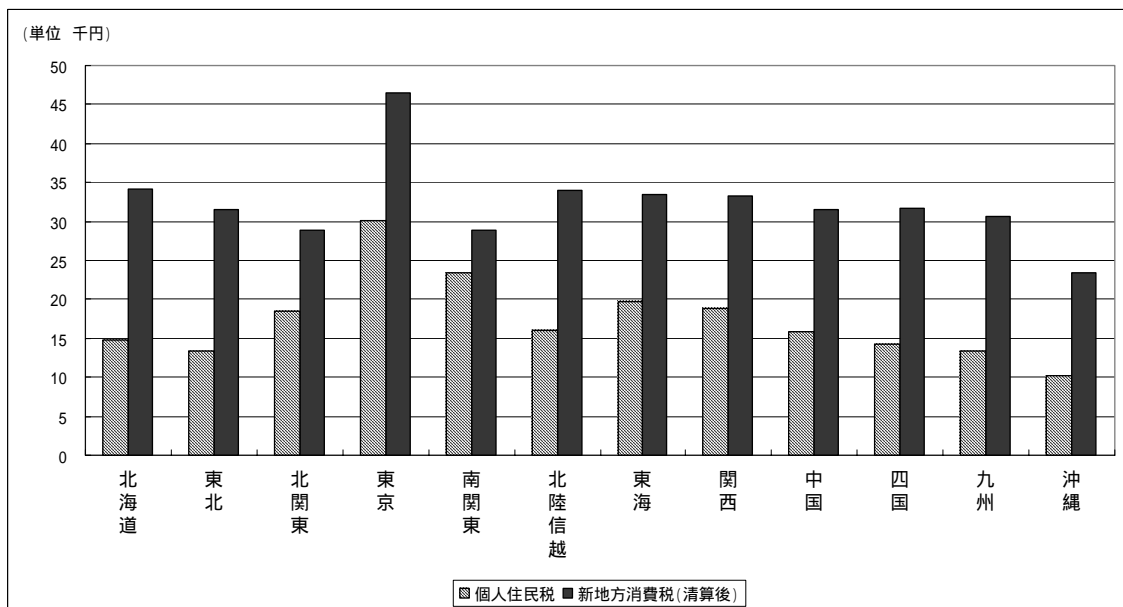
(州：平成 13 年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成 15 年度地方税に関する参考計
数資料』(総務省自治財政局)、シミュレーション結果より作成

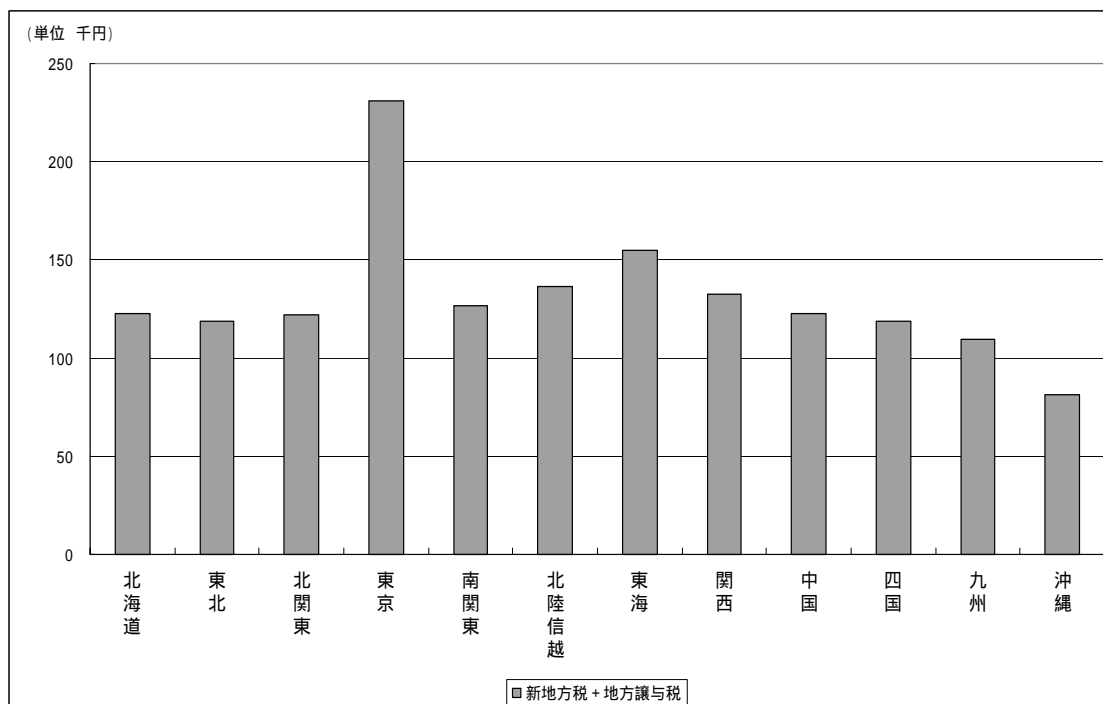
図表 1 - 36 住民 1 人当たりの個人住民税税収、地方消費税税収

(州：平成 13 年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成 15 年度地方税に関する参考計
数資料』(総務省自治財政局)、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 37 住民 1 人当たりの地方税収 + 地方譲与税収
(州：平成 13 年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成 15 年度地方税に関する参考係数資料』(総務省自治財政局)、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 38 税収各項目の標準偏差、平均値、変動係数
(州：平成 13 年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合)

	現 状					
	総額 (億円)			住民 1 人あたり (千円)		
	個人住民税	地方消費税	地方税 + 地方譲与税	個人住民税	地方消費税	地方税 + 地方譲与税
標準偏差	1,148	939	6,837	5	3	32
平均値	2,142	2,233	14,152	17	19	118
変動係数	0.536	0.421	0.483	0.294	0.159	0.273
	改 革 後					
	総額 (億円)			住民 1 人あたり (千円)		
	個人住民税	新地方消費税	新地方税 + 地方譲与税	個人住民税	新地方消費税	新地方税 + 地方譲与税
標準偏差	1,148	1,580	7,459	5	5	34
平均値	2,142	3,756	15,676	17	32	131
変動係数	0.536	0.421	0.476	0.294	0.159	0.261
(備考 1)	『平成 15 年度地方税に関する参考係数資料』(総務省自治税務局)、『平成 15 年度地方財政統計年報』、シミュレーション結果より作成。					
(備考 2)	総額の標準偏差、平均値、変動係数の導出にあたっては、沖縄州をサンプルから除いている。					

3.3 州制下での国庫支出金 (三位一体改革を伴う場合)

三位一体改革を伴う場合における、各州のトータルの国庫支出金、経常費関係の国庫

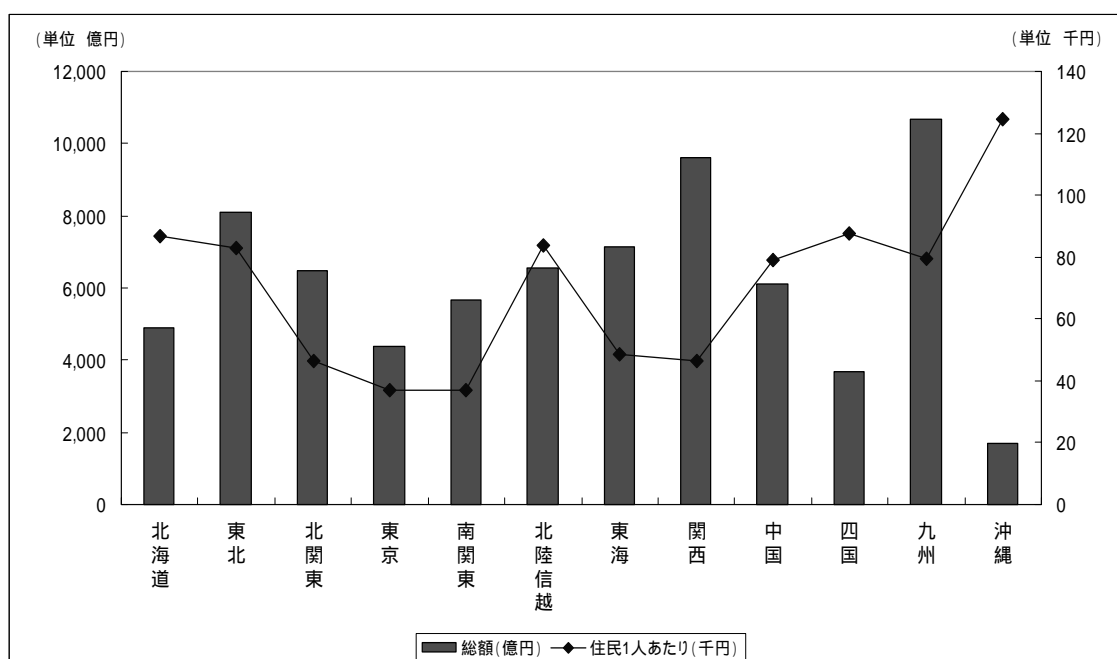
支出金、投資関係の国庫支出金の平成13年度決算ベース額を、それぞれ図表1-39~41に示した。なお、図表1-39~41には総額ベースと住民1人当たりの額を併せて示した。

さらに、図表1-42には、国庫支出金各項目について、総額ベースならびに住民1人当たりでの標準偏差、平均値、変動係数を示した。

まず、図表1-39~41から、各州の相対的配分状況に関しては、現行制度を前提とした場合とあまり大きな変化は見られないことがわかる。次に、図表1-42から、各州平均で国庫支出金が約1,900億円削減されていること、また、経常費関係の総額ベースを除きどの項目でみても、三位一体改革を伴う場合の方が住民1人当たりでは地域間格差は若干縮小する傾向にあることがわかる。

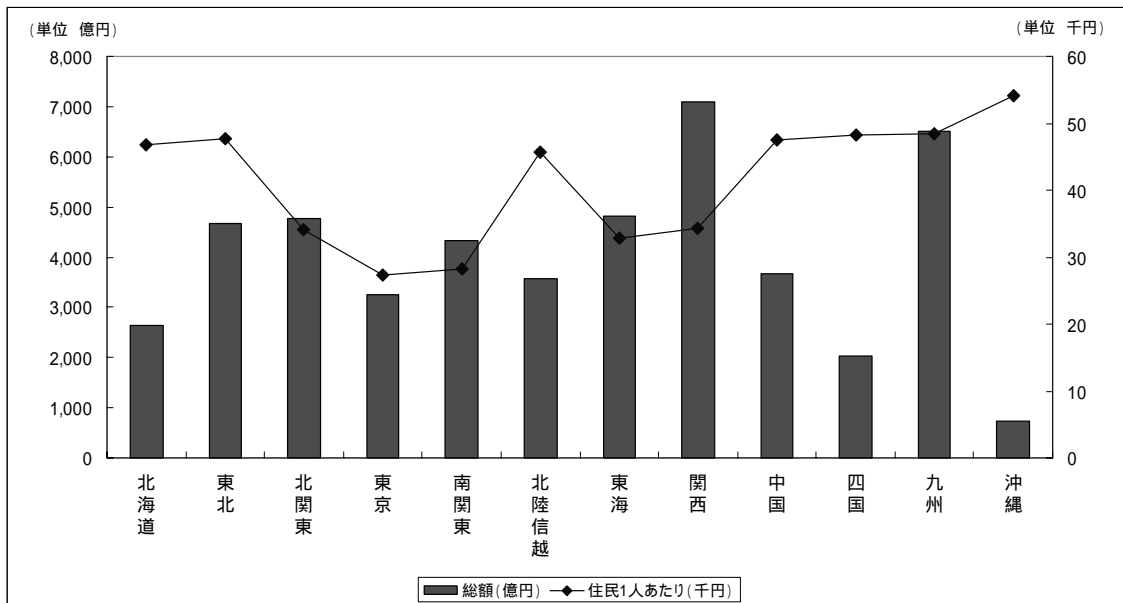
図表1-39 総額および住民1人当たりの国庫支出金額（トータル）

（州：平成13年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合）



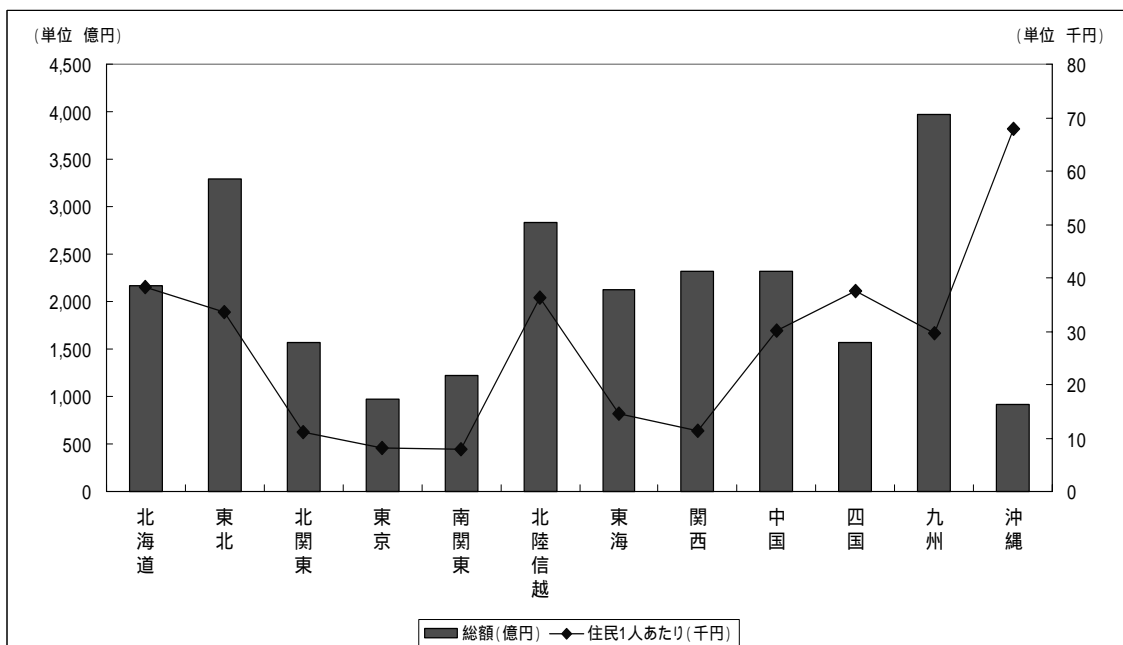
（備考）『平成15年度地方財政統計年報』、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 40 総額および住民 1 人当たりの国庫支出金額（経常費関係）
 （州：平成 13 年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合）



（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 41 総額および住民 1 人当たりの国庫支出金額（投資関係）
 （州：平成 13 年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合）



（備考）『平成 15 年度地方財政統計年報』、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 42 国庫支出金各項目の標準偏差、平均値、変動係数
 (州 : 平成 13 年度決算ベース : 三位一体改革を伴う場合)

現 状						
	国庫支出金額 (トータル)		経常費関係		投資関係	
	総額 (億円)	1人あたり (千円)	総額 (億円)	1人あたり (千円)	総額 (億円)	1人あたり (千円)
標準偏差	2,608	37	1,646	11	1,314	26
平均値	8,525	91	4,956	48	3,427	42
変動計数	0.306	0.402	0.332	0.223	0.384	0.624
改 革 後						
	国庫支出金額 (トータル)		経常費関係		投資関係	
	総額 (億円)	1人あたり (千円)	総額 (億円)	1人あたり (千円)	総額 (億円)	1人あたり (千円)
標準偏差	2,039	26	1,454	9	855	17
平均値	6,664	70	4,305	41	2,218	27
変動計数	0.306	0.366	0.338	0.213	0.386	0.622
(備考1)	ここでは、国庫支出金として、決算統計上の「国庫支出金」、「交通安全対策特別交付金」を対象としている。					
(備考2)	経常費関係国庫支出金とは、備考1の国庫支出金から、決算統計上の国庫支出金中「委託金」、「普通建設事業費支出金」と「災害復旧事業費支出金」を除いたものを指す。					
(備考3)	投資関係国庫支出金とは、決算統計上の国庫支出金中「普通建設事業費支出金」と「災害復旧事業費支出金」を指す。					
(備考4)	総額のサンプルより沖縄州は除いている。					
(備考5)	『平成15年度地方財政統計年報』(地方財務協会), シミュレーション結果より作成。					

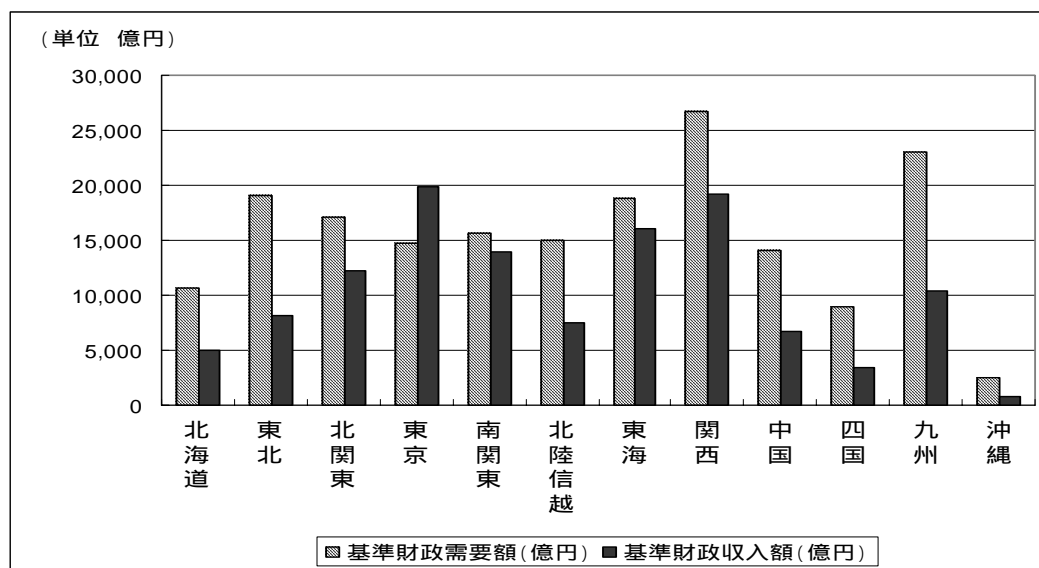
3 . 4 州制下での地方交付税 (三位一体改革を伴う場合)

三位一体改革を伴う場合における、州ごとの基準財政需要額と基準財政収入額を図表 1 - 43 に、地方交付税額を図表 1 - 44 に描いた。なお、図表 1 - 44 には総額ベースと住民 1 人当たりの額を併せて示した。

さらに、図表 1 - 45 には、総額ベースならびに住民 1 人当たりでの標準偏差、平均値、変動係数を示した。

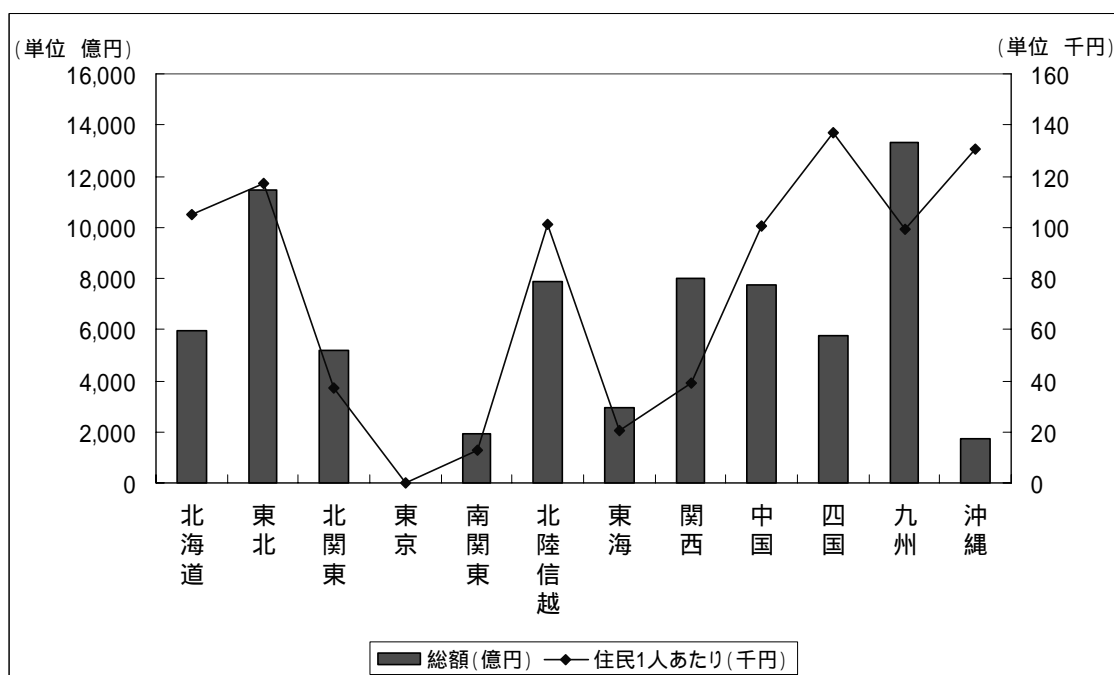
まず、図表 1 - 43 から、三位一体改革を伴う場合でも、依然、東京州以外の全州が財源不足状況にあることがわかる。次に、図表 1 - 44 から、各州の相対的配分状況に関しては、現行制度を前提とした場合とあまり大きな変化は見られないことがわかる。続いて、図表 1 - 45 から、各州平均で地方交付税が約 3,800 億円削減されていること、また、三位一体改革を伴う場合の方が地域間格差は拡大する傾向にあることがわかるが、これは、地方交付税改革において、各州の基準財政需要額を一律に引き下げるとともに、税源移譲に伴い各州の基準財政収入が上げられたことによるものと考えられる。

図表 1 - 43 基準財政需要額と基準財政収入額
 (州：平成 13 年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 44 総額および住民 1 人当たりの地方交付税額
 (州：平成 13 年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合)



(備考) 『平成 15 年度地方財政統計年報』、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 45 地方交付税の標準偏差、平均値、変動係数
 (州：平成 13 年度決算ベース：三位一体改革を伴う場合)

	現 状	
	総額(億円)	1人あたり(千円)
標準偏差	3,787	48
平均値	10,853	117
変動計数	0.349	0.407
	改 革 後	
	総額(億円)	1人あたり(千円)
標準偏差	3,326	43
平均値	7,020	82
変動計数	0.474	0.530
(備考1)	標準偏差,平均値,変動係数の導出にあたっては、東京州をサンプルから除いている。また総額での導出においては沖縄州も除いている。	
(備考2)	『平成15年度地方財政統計年報』(地方財務協会),シミュレーション結果より作成。	

3.5 地方交付税制度間比較

3.5.1 州制下での制度比較

ここでは、前小節を受け、州制下での地方交付税について、現行制度を前提とした場合(前節)と三位一体改革を伴う場合(本節)のさらなる詳細比較を行うこととする。

図表 1 - 46 には、現行制度を前提とした場合と三位一体改革を伴う場合の各州の基準財政需要額、基準財政収入額を示した。当該図表からは、当然のことながら、三位一体改革を伴う場合の方が、各州とも基準財政需要は小さく基準財政収入は大きくなっているが、中でも特筆すべきなのは東京州である。唯一の財源超過団体である東京州の財源超過額は、現行制度を前提とした場合では約 930 億円に過ぎなかったが、三位一体改革を伴う場合には、約 5,200 億円に急拡大している。これは、補助金削減と税源移譲の結果、財源の東京集中が促進されたためと考えられる。

ただし、本研究では、三位一体改革を伴う場合において、この財源集中の問題を緩和させるため、新たな地域間財政調整制度として「逆交付税」の導入を図っている。そこで、次に、財源超過団体(東京州)の超過財源の 5 割を各州に追加配分した場合にどの程度の効果があるかをみておくこととする。

図表 1 - 47 に、三位一体改革を伴う場合における逆交付税導入前後の各州の交付税額を描いた。なお、当該図表では、総額ベースと住民 1 人当たりの額を併せて示した。また、図表 1 - 48 には、現行制度を前提とした場合、三位一体改革を伴い逆交付税導入前

の場合、三位一体改革を伴い逆交付税導入後の場合の各ケースにおける地方交付税の標準偏差、平均値、変動係数を示した。

図表 1 - 48 からは、逆交付税の導入により、各州平均で交付税額が約 240 億円増額される（総額ベース）ことがわかる。

3.5.2 地方交付税総額比較

地方交付税に関する制度比較の最後として、現行の都道府県制から州制への移行した場合、州制においても、現行制度を前提とする場合と三位一体改革を伴う場合、さらには、三位一体改革を伴う場合における逆交付税の導入前後、これら各ケースにおいて、地方交付税総額がどのように変化するかについてみておく。

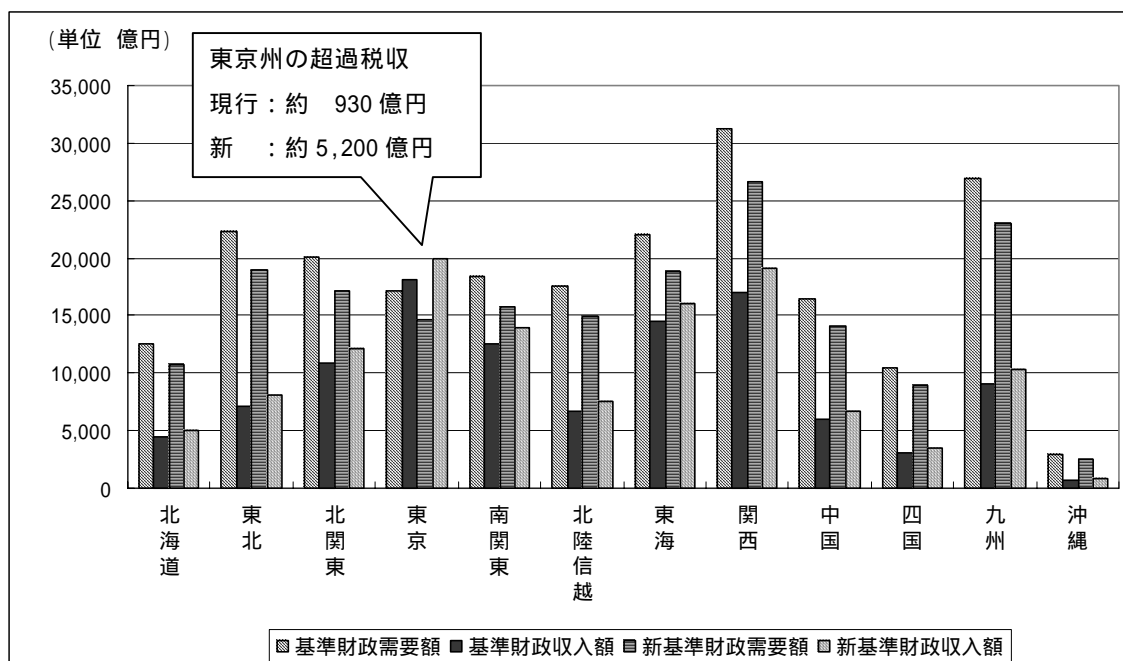
図表 1 - 49 に、都道府県制と州制各ケースにおける地方交付税総額などの平成 13 年度決算ベース額を示した。

当該図表からは、本研究で想定した三位一体改革の実施により、現行制度に比べて、交付税総額を約 4 割弱抑制できることがわかる。

図表 1 - 46 各州の基準財政需要額と基準財政収入額

- 現行制度ケースと三位一体改革実施ケースの比較 -

(平成 13 年度決算ベース)

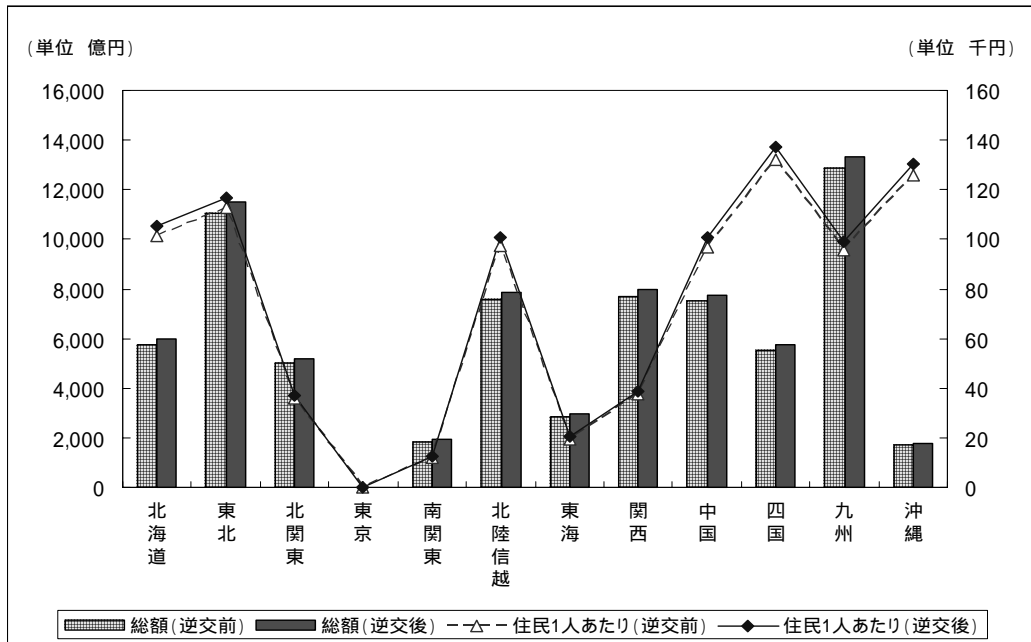


(備考 1) 「新」とは、三位一体改革実施ケースを表す

(備考 2) 『平成 15 年度地方財政統計年報』、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 47 三位一体改革実施ケースにおける各州の地方交付税
- 逆交付税の導入前と導入後の比較 -

(平成 13 年度決算ベース)



(備考 1) 「新」とは、三位一体改革実施ケースを表す

(備考 2) 『平成 15 年度地方財政統計年報』、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 48 州制における地方交付税の標準偏差、平均値、変動係数

(平成 13 年度決算ベース)

	現 状	
	総額 (億円)	1人あたり (千円)
標準偏差	3,787	48
平均値	10,853	117
変動計数	0.349	0.407
	改 革 後 (逆交付税導入前)	
	総額 (億円)	1人あたり (千円)
標準偏差	3,205	42
平均値	6,767	79
変動計数	0.474	0.530
	改 革 後 (逆交付税導入後)	
	総額 (億円)	1人あたり (千円)
標準偏差	3,326	43
平均値	7,020	82
変動計数	0.474	0.530
(備考 1)	標準偏差,平均値,変動係数の導出にあたっては、東京州をサンプルから除いている。また総額での導出においては沖縄州も除いている。	
(備考 2)	『平成15年度地方財政統計年報』(地方財務協会),シミュレーション結果より作成。	

図表 1 - 49 地方交付税総額などについて - 都道府県制、州制各ケースの比較 -
(平成 13 年度決算ベース)

	基準財政需要額	基準財政収入額	普通交付税額	特別交付税額
都道府県制	218,068	110,025	108,821	1,931
州制	218,068	110,025	108,821	1,931
州制(+三位一体改革)	186,012	123,073	68,143	1,209
州制(+三位一体改革+逆交付税導入)	186,012	123,073	70,745	1,209

(都道府県制 = 100)

	地方交付税総額	交付税総額指数
都道府県制	110,753	100.0
州制	110,753	100.0
州制(+三位一体改革)	69,352	62.6
州制(+三位一体改革+逆交付税導入)	71,954	-

(備考 1) 逆交付税導入のケースにおいて、財源超過団体の超過財源額の 5 割をマイナスカウントした場合の基準財政収入額は 120,471 億円となる

(備考 2) 交付税総額指数は、国からみた場合における交付税総額増減を表すための指数である。また、逆交付税は地方団体間での財政調整制度である。よって、逆交付税導入ケースにおける総額指数は三位一体改革で逆交付税を導入しないケースと同じであるため、あえて表示していない。

(備考 3) 『平成 15 年度地方財政統計年報』、シミュレーション結果より作成

3.6 州制下における総歳入比較

これまで、三位一体改革を伴い州制移行が実施された場合における、地方税収、国庫支出金、地方交付税それぞれの状況を個別に分析してきた。しかし、最終的に各州政府はどのような財政状況に直面するのかを考えるためには、これら 3 歳入を合算した総歳入ベース(ただし地方債による歳入分などは除く)の分析を行う必要がある。

そこで、ここでは、この総歳入について、現行制度を前提とした場合(前節)と三位一体改革を伴う場合(本節:ただし、逆交付税導入ケース)における比較分析を実施する。

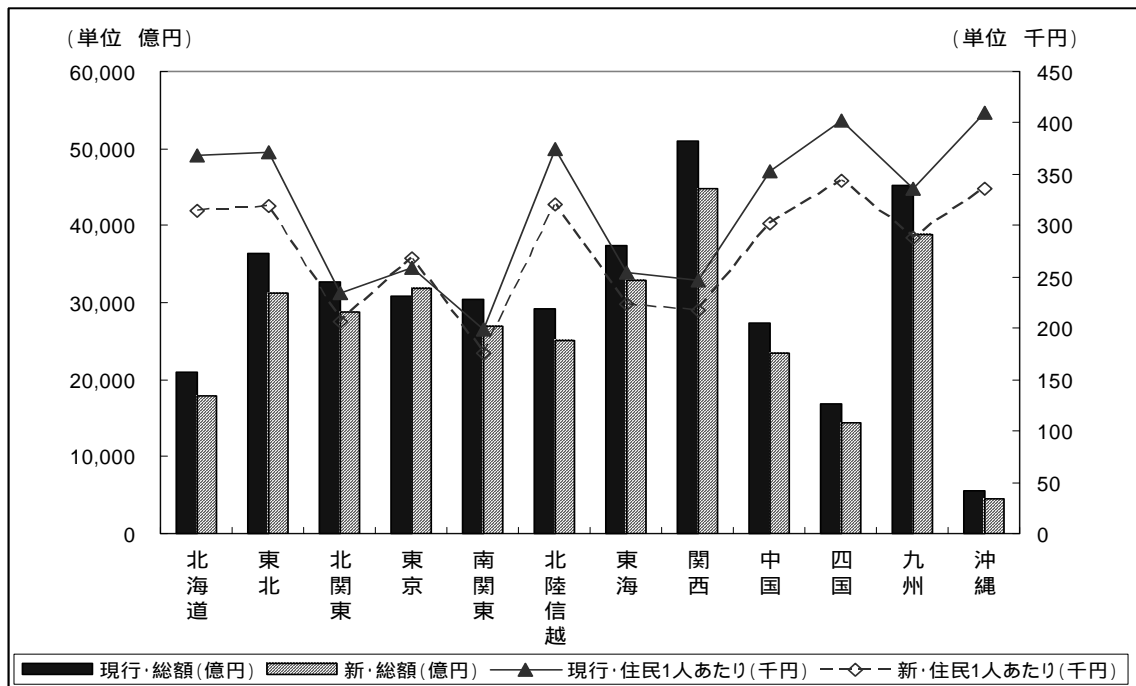
分析実施のため、まず、図表 1 - 50 に現行制度を前提とした場合と三位一体改革を伴う場合における各州の総歳入の平成 13 年度決算ベース額を描いた。なお、当該図表では、総額ベースならびに住民 1 人当たりの額を併せて示した。当該図表からは、三位一体改革を伴うケースでは、どの州も総歳入額を低下させていることがわかる。なお、この要因としては、三位一体改革において、税源移譲総額を国庫支出金削減総額の 8 割としたこと、基準財政需要を引き下げたことなどが考えられる。ただし、東京州だけは、三位一体改革を伴うケースの方がかえって総歳入額を増加させている。これは、東京州では、税源移譲のインパクトが移転財源削減のそれを上回っていること、つまり、東京州の突

出する経済力に起因するものと考えられる。

続いて、図表1-51に、総歳入について、総額ベースならびに住民1人当たりでの標準偏差、平均値、変動計数ならびに全州の歳入合計を示した。

当該図表からは、三位一体改革実施に伴い、各州は総額ベースの平均値で約3,500億円の歳入減少に直面することになること、また、三位一体改革実施により住民1人当たりでは、地域間格差が少し是正されることがわかる。

図表1-50 各州の総歳入比較 - 現行制度前提ケースと三位一体改革ケースの比較 -
(平成13年度決算ベース)



(備考1) 「現行」とは現行制度を前提とするケース、「新」とは三位一体改革を伴うケース(ただし、逆交付税導入後)を表している

(備考2) 『平成15年度地方財政統計年報』(地方財務協会)、『平成15年度地方税に関する参考計数資料』(総務省自治財政局)、シミュレーション結果より作成

図表 1 - 51 州制における総歳入の標準偏差、平均値、変動係数、全州の歳入合計
(平成 13 年度決算ベース)

	現行制度前提		三位一体改革実施	
	総額(億円)	1人あたり(千円)	総額(億円)	1人あたり(千円)
標準偏差	9,378	70	8,347	54
平均値	32,543	317	28,722	276
変動計数	0.288	0.222	0.291	0.197
全州の歳入合計	363,481億円		320,460億円	
(備考1)	三位一体改革実施とは、逆交付税導入のケースとする。			
(備考2)	総額の標準偏差、平均値、変動計数の導出にあたっては、沖縄州をサンプルから除いている。			
(備考2)	『平成15年度地方財政統計年報』(地方財務協会), 『平成15年度地方税に関する参考計数資料』(総務省自治財政局), シミュレーション結果より作成。			

4 本研究のまとめと今後の課題

4.1 本研究のまとめ

本研究では、地方分権を目指した二大改革である、三位一体改革と州制導入による影響と効果を定量的に分析してきたところであるが、ここで、得られた主要な結果をまとめておく。

まず、第2節において、現行の地方税、国庫支出金、地方交付税制度を前提とした場合の州制導入について分析し、以下の知見を得た。州制移行を実施した場合、まず、地方税収(総額ベース)に関しては、経済力格差ならびに財政力格差の平準化が図られ、現在の都道府県制と比較して地域間格差が劇的に縮小することがわかった。次に、国庫支出金(総額ベース)に関しては、現在の都道府県制と比較して地域間格差は縮小するが、経常費関係の国庫支出金に対して投資関係の国庫支出金の方が地域間格差を有することとなる(現在の都道府県制では経常費関係の方が地域差を有している)ことがわかった。これは、経常費関係よりも投資関係の国庫支出金配分額に、各州の経済状況がより強く作用している結果と考えられる。次に、地方交付税に関しては、州制に移行しても東京州以外は依然交付団体のままであること、州制移行により、総額ベース、住民1人当たりともに現在の都道府県制と比較して地域間格差が縮小することがわかった。

続いて、第3節において、三位一体改革を伴う州制導入について分析し、以下の知見を得た。なお、本研究で採用した三位一体改革の特徴は、奨励的な補助金(約2兆円)の全面廃止、補助金廃止総額の8割を地方消費税により税源移譲、基準財政需要を約15%弱(対平成13年度)圧縮と財源超過団体の超過財源の5割を原資とした逆交付税を導入である。まず、地方税収に関しては、各州とも地方消費税の税収が個人住民税のそれを上回ること、地方消費税の税収は各州平均で約1,500億円増加すること、現行制度

を前提とする場合と比べて、地域間格差は若干縮小することがわかった。次に、国庫支出金に関しては、各州平均で約 1,900 億円削減されること、現行制度を前提とする場合と比べて、地域間格差は若干縮小することがわかった。次に、地方交付税に関しては、三位一体改革を伴う場合でも、東京州以外は依然交付団体のままであること、各州平均で約 3,800 億円削減される（交付税総額では現在の都道府県制の下での交付額の約 6 割強となる）こと、現行制度を前提とする場合と比べて、地域間格差は拡大すること、逆交付税の存在により各州平均で交付税額が約 240 億円増額されることがわかった。

なお、総歳入ベース（地方税州＋国庫支出金＋地方交付税）で、現行制度を前提とする場合と三位一体改革を伴う場合を比較したところ、三位一体改革を伴う場合では、各州平均で約 3,500 億円の総歳入減少が起こっていること、ただし、東京州だけは逆に総歳入を増加させていることがわかった。これは、東京に経済力が偏在していることから税源移譲効果が大きかったものと考えられる。

これらの分析結果から、地域の財政的自立を目的に単純に三位一体改革だけを進めた場合、地方分権の実現は困難となる可能性が高いと考えられる。よって、地域間の経済格差が生み出す財政力格差を緩和させるため、ならびに、地方自治体の財政規模拡大を通じてより自立的な財政運営を可能とさせるため、三位一体改革と併せて州制を導入することが肝要であると言える。

4.2 今後の課題

最後に、本研究では扱えなかったが今後取り組むべき課題を示し、本章を終えることとする。

残された課題の第 1 には、都道府県が広域化し州となった場合の歳出面の「規模の経済性」の考慮が挙げられる。図表 1 - 7 でも示したが、自治体の規模が大きくなると固定費用の共有化などにより歳出が効率化する可能性が考えられる。州制移行によるこの効果が大きいとなれば、州制導入のメリットはさらに増えることとなるので、その効果計測が望まれるところである。

次の課題としては、現行の国庫支出金制度、地方交付税制度の本格的な改革を分析に取り込むことが挙げられる。州制に移行すれば、国から地方への補助金、交付税の配布法方が抜本的に変わるはずであるが、その制度改革を考慮した分析を行う必要がある。特に、交付税に関しては、財源保障機能と財政調整機能を明確に意識した制度改革を行い、その改革の影響をみることは必須であろう。

最後の課題としては、市町村も含めた州制への移行による影響・効果の分析が挙げられる。本研究では、州制の対象を現在の都道府県レベルに絞ったが、今後は、各州の中に市町村をどのように組み込むかも考え、その上での州制導入について分析を行う必要があると考えられる。

<参考文献>

- 日本地方財政学会編(2002)『財政危機と地方債制度』勁草書房
齊藤 慎(1997)「転換期を迎えた地方交付税」『都市問題研究』(1997年10月)
橋本恭之・前川聡子(2000)「地方分権下における個人所得税・住民税のあり方について」
『国際税制研究』No.4
橋本恭之(1998)「地方交付税の諸問題」『都市問題』(1998年1月)
橋本恭之(1995)「地方分権とその財源」『季刊TOMMOROW』9巻4号
橋本恭之(1995)「地方分権化と地域間税収配分」『地方分権をめざした地方税のあり方
に関する研究』日本租税研究協会
林 宏昭(1995)『租税政策の計量分析 - 家計間・地域間の負担配分』日本評論社
本間正明・大田弘子編(1998)『民からの改革』納税協会連合会
本間正明・齊藤 慎編(2001)『地方財政改革 - ニュー・パブリック・マネジメント手法
の適用』有斐閣

<データ出所>

- 総務省自治財政局『平成15年度地方税に関する参考計数資料』
(財)地方財務協会『平成15年度地方財政統計年報』
日本電算企画(株)『平成15年度補助金総覧』
総務省自治財政局財務調査課『平成14年度地方財政状況調査票作成要領』
(財)地方財務協会『地方財政要覧 - 平成14年12月 - 』
内閣府HP(<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/qe031-2/gdemenuja.html>)
財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報』第612号
「平成16年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成16年1月19日閣議決
定)
地方交付税制度研究会編『地方交付税のあらまし』平成13~15年度版
総務省自治財政局「平成16年度地方財政対策の概要」

補論 補助金削減シミュレーションの詳細

三位一体改革の実施により、国庫支出金が地方団体ごとにどの程度削減されるかを推計することは意外と難しい。

国の一般・特別両会計から地方公共団体および民間団体などに交付されている全補助金に関する情報は『補助金総覧』に掲載されている。しかし、当該資料には、ひとつひとつの補助金についてどこの自治体にいくらの額が交付されたかという情報は掲載されておらず、ここから補助金削減の個別自治体への影響を分析することはできない。

よって、本研究では、各自治体を受取っている補助金の額をつかむために、決算統計を集計した『都道府県別決算状況調』を利用した。ここで問題となるのは、『補助金総覧』に掲載されている個別補助金項目を削減した場合に、決算統計における国庫支出金のどの内訳区分に影響がでるのかがわからない点である。そこで、本稿では、総務省自治財政局が作成している『地方財政状況調査作成要領』（総務省が各自治体へ交付している決算統計作成マニュアル）に基づき、『補助金総覧』の各補助金項目と決算統計における国庫支出金の内訳区分とのリンク関係を調査した。

そのうえで、補助金の削減による個別自治体への影響をシミュレーション分析する際には、先述したリンクを用いて当該補助金が決算統計における国庫支出金のどの内訳区分に該当するかを特定したうえで、各自治体での当該補助金削減額は該当決算統計区分における各自治体の補助金額の対全国総額シェアに比例するものと仮定し、その削減効果をみることにする。

補助金削減額決定手順を以下に整理したので、参考にされたい。

ステップ1.

具体の補助金削減項目を決定(本研究では「国庫補助金」に該当する全項目を削減)。そして、本研究で調査したリンク関係を基に、各補助金項目が決算統計上における国庫支出金のどの内訳区分に該当しているかを調べる。

ステップ2.

ステップ1において特定した決算統計上の区分について、全国総額に対する各自治体のシェアを求める。

ステップ3.

ステップ1の削減額を、ステップ2で求めたシェアに応じて割り振ることで各自治体の補助金削減額を算出。

補足資料

図表補 1 - 1 国と地方の租税収入の配分

(単位 億円)

F Y	租税総額	形式的配分		国から地方への交付額			実質的配分			
		国税	地方税	地方交付税	地方譲与税	地方特例交付金	計	国	地方	
西暦	元号	(A)	(B)	(C)			(D)	(E)=(B)-(D)	(F)=(C)+(D)	
1980	S55	442,626	283,688	158,938	75,809	4,401	80,210	203,478	239,148	
1985	S60	624,667	391,502	233,165	98,193	4,615	102,808	288,694	335,973	
1989	H1	889,312	571,361	317,951	153,251	14,822	168,073	403,288	486,024	
1990	H2	962,302	627,798	334,504	159,311	16,627	175,938	451,860	510,442	
1991	H3	982,837	632,110	350,727	158,003	17,193	175,196	456,914	525,923	
1992	H4	919,647	573,964	345,683	142,038	18,778	160,816	413,148	506,499	
1993	H5	907,055	571,142	335,913	139,500	20,224	159,724	411,418	495,637	
1994	H6	865,398	540,007	325,391	120,687	19,050	139,737	400,270	465,128	
1995	H7	886,380	549,630	336,750	123,030	19,393	142,423	407,207	479,173	
1996	H8	903,198	552,261	350,937	136,524	19,970	156,494	395,767	507,431	
1997	H9	917,562	556,007	361,555	157,745	10,805	168,550	387,457	530,105	
1998	H10	871,199	511,977	359,222	143,050	5,952	149,002	362,975	508,224	
1999	H11	842,400	492,139	350,261	124,445	6,089	6,399	136,933	355,206	487,194
2000	H12	882,673	527,209	355,464	143,862	6,202	9,140	159,204	368,005	514,668
2001	H13	872,980	516,655	365,325	163,366	6,237	9,019	178,622	338,033	543,947
2002	H14	835,521	488,228	347,293	161,080	6,239	9,036	176,355	311,873	523,648

(単位 %)

F Y	構成割合	形式的割合		実質的割合	
		国	地方	国	地方
		(B)/(A)	(C)/(A)	(E)/(A)	(F)/(A)
1980	S55	64.1	35.9	46.0	54.0
1985	S60	62.7	37.3	46.2	53.8
1989	H1	64.2	35.8	45.3	54.7
1990	H2	65.2	34.8	47.0	53.0
1991	H3	64.3	35.7	46.5	53.5
1992	H4	62.4	37.6	44.9	55.1
1993	H5	63.0	37.0	45.4	54.6
1994	H6	62.4	37.6	46.3	53.7
1995	H7	62.0	38.0	45.9	54.1
1996	H8	61.1	38.9	43.8	56.2
1997	H9	60.6	39.4	42.2	57.8
1998	H10	58.8	41.2	41.7	58.3
1999	H11	58.4	41.6	42.2	57.8
2000	H12	59.7	40.3	41.7	58.3
2001	H13	59.2	41.8	38.7	62.3
2002	H14	58.4	41.6	37.3	62.7

(備考) 『地方財政要覧-平成14年12月-』より作成。

図表補 1 - 2 国と地方の歳出規模（純計）

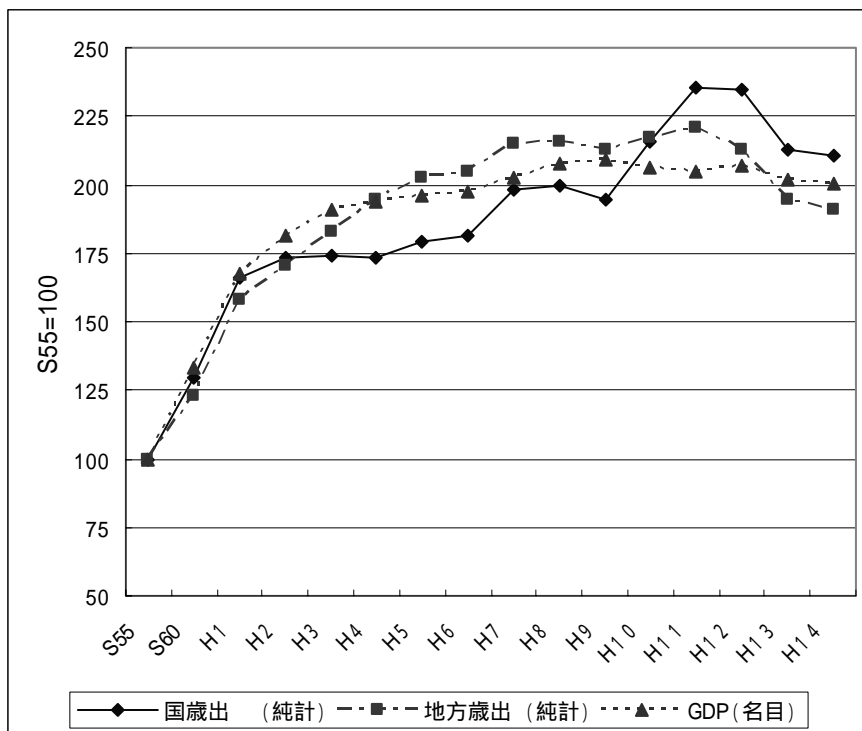
(単位 億円, %)

F Y	国歳出 (純計)	地方歳出 (純計)	国歳出と地方歳出 規模比較		国歳出 対GDP比 率	地方歳出 対GDP比 率	GDP(名 目)	
			(A)/((A)+(B))	(B)/((A)+(B))				
西暦	元号	(A)	(B)	(A)/((A)+(B))	(B)/((A)+(B))	(A)/(G)	(B)/(G)	(G)
1980	S55	268,743	453,207	37.2	62.8	10.8	18.2	2,490,941
1985	S60	347,294	556,356	38.4	61.6	10.5	16.8	3,309,689
1989	H1	446,493	716,575	38.4	61.6	10.7	17.2	4,175,071
1990	H2	465,911	773,413	37.6	62.4	10.3	17.1	4,514,728
1991	H3	468,253	827,336	36.1	63.9	9.9	17.4	4,749,933
1992	H4	465,184	882,854	34.5	65.5	9.6	18.3	4,836,074
1993	H5	481,591	916,972	34.4	65.6	9.9	18.8	4,878,912
1994	H6	487,311	927,099	34.5	65.5	9.9	18.9	4,916,396
1995	H7	533,115	974,493	35.4	64.6	10.6	19.3	5,040,375
1996	H8	536,485	977,567	35.4	64.6	10.4	18.9	5,167,288
1997	H9	523,280	964,195	35.2	64.8	10.0	18.5	5,211,532
1998	H10	579,240	984,591	37.0	63.0	11.3	19.1	5,144,179
1999	H11	632,225	1,000,185	38.7	61.3	12.4	19.6	5,106,873
2000	H12	630,362	963,250	39.6	60.4	12.2	18.7	5,154,244
2001	H13	571,553	881,578	39.3	60.7	11.4	17.5	5,025,863
2002	H14	565,175	864,277	39.5	60.5	11.3	17.3	4,990,328

(備考1) ¹地方財政要覧-平成14年12月-₂, 内閣府HP(<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/qe031-2/gdemenuja.html>)より作成.

(備考2) (A),(B)について, H12までは決算額, H13, 14における(A)は国当初予算, (B)は地方財政計画, (G)は93SNAによる, また, H13までは確報値, H14は速報値.

図表補 1 - 3 国と地方の歳出規模（純計額）伸び率



図表補 1 - 4 国税・地方税の税目一覧

国税一覧

普通税	直接税	所得課税	所得税 法人税
		資産課税	相続税 贈与税 地価税
	間接税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税（実態は特定財源） 石油ガス税（実態は特定財源） 航空機燃料税（実態は特定財源） 石油税（実態は特定財源） 関税 取引所税 自動車重量税（実態は特定財源） とん税 特別とん税
		資産課税等	登録免許税 印紙税
目的税	間接税	消費課税	地方道路税 電源開発促進税

（備考 1）登録免許税を間接税へ移行

（備考 2）登録免許税、印紙税は、講学上、流通課税とも考えられ、資産課税に分類することには疑義があるが、本表の分類は基本的に財務省の分類に従っている

地方税一覧

道府県民税				市町村民税			
普通税	直接税	所得課税	道府県民税 ・個人道府県民税 ・法人道府県民税 ・利子等に係る道府県民税 事業税 ・個人事業税 ・法人事業税	普通税	直接税	所得課税	市町村民税 ・個人市町村民税 ・法人市町村民税
		資産課税	不動産取得税			資産課税	固定資産税 特別土地保有税
		消費課税	自動車税 鉦区税 狩猟者登録税			消費課税	軽自動車税 鉦産税
目的税	直接税	資産課税等	水利地益税	目的税	直接税	資産課税等	事業所税 都市計画税 水利地益税 宅地開発税
		消費課税	自動車取得税 入猟税			消費課税	入湯税
	間接税	消費課税	地方消費税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税		間接税	消費課税	市町村たばこ税
	間接税	消費課税	軽油引取税		間接税	消費課税	入湯税

(備考1) 上記表の他、市町村税の目的税に、共同施設税、国民健康保険税があり、また、各地方自治体は独自の法定外普通税ならびに法定外目的税を課することができる

(備考2) 波全部とした理由：共同施設税、国民健康保険税は所得、消費、資産課税のどれに該当するか一概に言えないため

(備考3) 本表中、で囲んだ税目は、講学上は資産課税とも考えられ消費課税に分類することには疑義があるが、本表の分類は基本的に財務省による分類に従っている

図表補 1 - 6 税目別税収額推移 (国税)

F Y		(単位 億円)							
		1980 S55	1985 S60	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2001 H13	2002 H14(補正後)	2003 H15(当初)
所得課税	所得税	107,996	154,350	259,955	195,151	187,889	178,065	147,080	138,100
	法人税	89,227	120,207	183,836	137,354	117,472	102,578	99,900	91,140
資産課税	相続税	4,405	10,613	19,180	26,903	17,822	16,745	15,300	13,510
	地価税	-	-	-	4,063	0	0	0	0
消費課税	有価証券取引税	2,087	6,709	7,479	4,791	0	0	-	-
	取引所税	152	111	413	438	-	-	-	-
	印紙収入	8,409	14,126	18,944	19,413	15,318	14,288	14,440	11,290
消費課税	消費税	-	-	57,784	72,376	98,221	97,671	95,920	94,890
	酒税	14,244	19,315	19,350	20,610	18,164	17,654	17,350	17,330
	たばこ税	-	8,837	9,959	10,420	8,755	8,614	8,480	9,170
	たばこ特別税	-	-	-	-	2,644	2,602	2,558	2,463
	揮発油税	15,474	16,678	20,066	24,627	27,686	28,136	28,442	28,363
	地方道路税	2,783	2,999	3,608	2,635	2,962	3,010	3,043	3,035
	石油ガス税	298	310	314	306	284	280	280	280
	自動車重量税	5,268	6,031	8,812	10,449	11,343	11,381	11,200	11,120
	航空機燃料税	577	616	757	1,010	1,040	1,044	1,075	1,040
	石油税	4,041	4,004	4,870	5,131	4,890	4,718	4,800	4,500
	電源開発促進税	1,085	2,335	2,947	3,386	3,746	3,686	3,767	3,685
	関税	7,856	7,573	9,281	10,321	8,765	9,015	8,980	8,460
	とん税	6,469	6,369	8,252	9,500	8,215	8,518	8,600	8,080
	特別とん税	111	107	112	109	111	107	113	100
GDP(名目)		2,490,941	3,309,689	4,514,728	5,040,375	5,154,244	5,025,863	4,990,328	-

(備考) 『財政金融統計月報』第612号, 内閣府HP (<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/qe031-2/gdemenuja.html>) より作成.

図表補 1 - 7 税目別税収額 - 伸び率 - 推移 (国税)

F Y		(H2 = 100)					
		1990 H2	1995 H7	2000 H12	2001 H13	2002 H14(補正後)	2003 H15(当初)
所得課税	所得税	100	75	72	68	57	53
	法人税	100	75	64	56	54	50
資産課税	相続税	100	140	93	87	80	70
	印紙収入	100	102	81	75	76	60
消費課税	消費税	100	125	170	169	166	164
	酒税	100	107	94	91	90	90
	たばこ税(特別税含)	100	105	114	113	111	117
	揮発油税	100	123	138	140	142	141
	地方道路税	100	73	82	83	84	84
	石油ガス税	100	97	90	89	89	89
	自動車重量税	100	119	129	129	127	126
	航空機燃料税	100	133	137	138	142	137
	石油税	100	105	100	97	99	92
	電源開発促進税	100	115	127	125	128	125
	関税	100	111	94	97	97	91
	とん税(特別とん税含)	100	116	101	105	106	99
GDP(名目)		100	112	114	111	111	-

(備考) 『財政金融統計月報』第612号, 内閣府HP (<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/qe031-2/gdemenuja.html>) より作成.

図表補 1 - 8 税目別税収額推移 (地方・道府県税)

(単位 億円)

F Y	1980 S55	1985 S60	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2001 H13	
所得課税	道府県民税	19,715	29,513	50,887	44,405	45,004	43,824
	事業税	29,181	39,370	65,480	44,494	41,410	43,282
資産課税	不動産取得税	2,821	4,376	6,309	6,611	5,796	5,375
	道府県固定資産税	76	123	119	134	136	79
消費課税	地方消費税	-	-	-	-	24,793	24,745
	特別地方消費税	-	-	1,494	1,364	1,040	11
	料理飲食等消費税	3,976	4,757	-	-	-	-
	道府県たばこ消費税	2,288	3,130	-	-	-	-
	道府県たばこ税	-	-	3,175	3,742	2,764	2,768
	娯楽施設利用税	744	1,083	-	-	-	-
	ゴルフ場利用税	-	-	763	989	876	789
	自動車税	7,806	10,380	11,963	15,252	17,515	17,714
	鉱区税	10	9	7	6	5	5
	狩猟者登録税	34	27	23	21	18	17
	自動車取得税	2,703	3,471	5,777	5,797	4,637	4,496
	軽油引取税	4,470	5,558	7,663	13,004	12,626	11,905
	入猟税	25	20	17	15	13	12
	その他	法定外普通税	51	253	162	239	206
法定外目的税		-	-	-	-	-	-
旧法による税		0	-	1,220	7	1	1

(備考) 『平成15年度地方税に関する参考計数資料』より作成。

図表補 1 - 9 税目別税収額 - 伸び率 - 推移 (地方・道府県税)

(S55=100)

F Y	1980 S55	1985 S60	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2001 H13		
所得課税	道府県民税	100	150	258	225	228	222	
	事業税	100	135	224	152	142	148	
資産課税	不動産取得税	100	155	224	234	205	190	
	道府県固定資産税	100	161	156	175	177	103	
消費課税	地方消費税(特別, 飲食含)	100	120	38	34	650	623	
	道府県たばこ税(たばこ消費含)	100	137	139	164	121	121	
	ゴルフ場利用税(娯楽含)	100	146	103	133	118	106	
	自動車税	100	133	153	195	224	227	
	鉱区税	100	88	70	61	47	46	
	狩猟者登録税	100	81	69	62	52	49	
	自動車取得税	100	128	214	214	172	166	
	軽油引取税	100	124	171	291	282	266	
	入猟税	100	78	66	58	50	47	
	その他	法定外普通税(目的税含)	100	493	315	465	402	548

(備考) 『平成15年度地方税に関する参考計数資料』より作成。

図表補 1 - 10 税目別税収額推移 (地方・市町村税)

(単位 億円)

F Y		1980	1985	1990	1995	2000	2001
		S55	S60	H2	H7	H12	H13
所得課税	市町村民税	41,871	66,454	96,724	88,061	82,206	81,846
資産課税	固定資産税	27,841	43,152	60,225	84,295	90,409	91,532
	特別土地保有税	648	552	1,184	1,208	425	351
	事業所税	1,386	1,972	2,881	3,068	3,238	3,181
	都市計画税	4,691	7,201	9,423	13,045	13,180	13,202
	水利地益税	3	3	2	2	2	1
	共同施設税	-	-	-	-	-	-
消費課税	市町村たばこ税	-	-	6,358	6,691	8,652	8,509
	市町村たばこ消費税	4,020	5,515	-	-	-	0
	軽自動車税	432	699	881	1,055	1,250	1,302
	電気税	3,722	5,145	-	-	-	0
	ガス税	142	126	-	-	-	0
	鉱産税	45	46	27	22	16	15
	木材取引税	32	21	-	-	-	0
	入湯税	130	140	184	208	234	241
その他	法定外普通税	73	101	151	6	5	6
	旧法による税	0	0	0	0	0	-

(備考) 『平成15年度地方税に関する参考計数資料』より作成。

図表補 1 - 11 税目別税収額 - 伸び率 - 推移 (地方・市町村税)

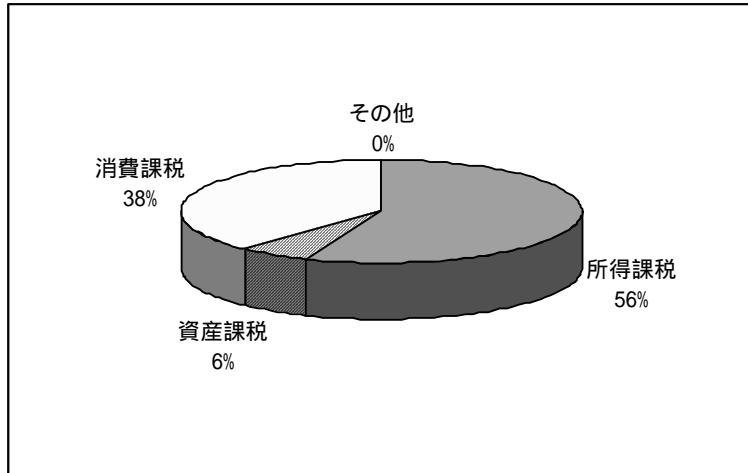
(S55=100)

F Y		1980	1985	1990	1995	2000	2001
		S55	S60	H2	H7	H12	H13
所得課税	市町村民税	100	159	231	210	196	195
資産課税	固定資産税	100	155	216	303	325	329
	特別土地保有税	100	85	183	186	66	54
	事業所税他(都計,水利,共同含)	100	151	202	265	270	269
消費課税	市町村たばこ税(たばこ消費含)	100	137	158	166	215	212
	軽自動車税	100	162	204	244	289	301
	電気・ガス税(木材含)	100	136	-	-	-	-
	鉱産税	100	102	59	49	35	34
	入湯税	100	107	141	160	180	185
その他	法定外普通税	100	139	208	8	7	8

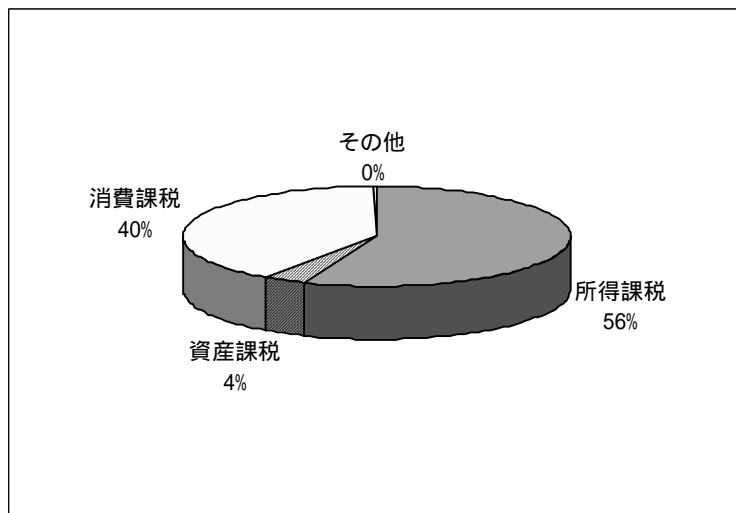
(備考) 『平成15年度地方税に関する参考計数資料』より作成。

図表補 1 - 12 性質別税収割合（平成 13 年度）

国税



道府県税



市町村税

